# 沖縄県地域防災計画

資料編

(令和3年6月修正)

# 《目 次》

(	沿	革	$\langle \cdot \rangle$	
	昭和	50	年	4月作成
	昭和	53	年	2月修正
	昭和	58	年	11月修正
	昭和	61	年	2月修正
	昭和	63	年	3月修正
	平成	2	年	3月修正
	平成	4	年	3月修正(分冊)
	平成	9	年	6月修正( 〃 )
	平成	13	年	1月修正
	平成	19	年	3月修正
	平成	24	年	3月修正
	平成	25	年	3月修正
	平成	27	年	3月修正
	平成	30	年	3月修正
	令和	3	年	6月修正

1	防災関係機関一覧表
2	沖縄県防災会議条例 291 -
3	沖縄県防災会議運営要領 292 -
4	沖縄県防災会議幹事会運営要領 293 -
5	沖縄県防災会議委員名簿 294 -
6	沖縄県防災会議幹事名簿 296 -
7	沖縄県防災会議及び幹事会の開催状況 298 -
8	沖縄県災害対策本部条例 302 -
9	沖縄県災害対策本部運営要綱 303 -
10	沖縄県災害対策事務運営要領 324 -
11	沖縄県へリコプター等運用調整会議規約 338 -
12	大規模災害時における沖縄県へリコプター等運用調整班活動計画 340 -
13	沖縄県災害時協定一覧 343 -
14	自衛隊災害派遣の様式 357 -
15	災害派遣 (急患空輸) 要請書 361 -
16	災害報告様式及び記入要領等 363 -
17	災害危険箇所等一覧 378 -

# 1 防災関係機関一覧表

# (1) 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶 務 課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壷川 3-2-6	098-918-0210
沖 縄 防 衛 局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	管 理 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖 縄 気 象 台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ 旭町 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖 縄 労 働 局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市樋川 1-15-15	098-836-6400
大 阪 航 空 局 那 覇 空 港 事 務 所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測 量 係	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-855-2595

# (2) 自衛隊

機関名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

# (3) 沖縄県

	機	関	名			防	災担	当		所 在 地	電話番号
知	事	<b>F</b> (	公	室	秘		書		課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総		務		部	総	務	私	学	課	IJ	098-866-2074
企		画		船	企	画	調	整	課	IJ	098-866-2026
環		境		部	環	境	政	策	課	IJ	098-866-2183
子	ども	生 活	福祉	部	福	祉	政	策	課	IJ	098-866-2164
保	健	医	療	部	保	健医	療	総務	5課	IJ	098-866-2169
農	林	水	産	部	農	林水	産	総務	5課	IJ	098-866-2254
商	エ	労	働	部	産	業	政	策	課	IJ	098-866-2330
文	化観	光スオ	ポーツ	部	観	光	政	策	課	IJ	098-866-2763
土	木	建	築	部	土	木	総	務	課	IJ	098-866-2384
出	納	事	務	局	邻		計		課	IJ	098-866-2471
企		業		局	総	務	企	画	課	IJ	098-866-2803
病	院	事	業	局	病	院事	業	総務	5課	IJ	098-866-2832
教		育		庁	総		務		課	IJ	098-866-2705
監	查	委	員	会	事		務		局	IJ	098-864-2530

	機関名						防災担当				所 在 地	電話番号
労	働	3	Ę	員	会	調	整	審	查	課	IJ	098-866-2551
人	事	3	Ę	員	炒	総		務		課	IJ	098-866-2544
県	議	会	事	務	局	総		務		課	IJ	098-866-2572
北	部	合	同	庁	舎	北晋	部土	:木	事務	所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中	部	合	同	庁	舎	中音	部土	:木	事務	所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南	部	合	同	庁	舎	南部	部土	:木	事務	新	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮	古	合	同	庁	舎	宮	古	事	務	所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八	重	山台	3 同	广	舎	八	重し	山事	₮ 務	所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

# (4) 沖縄県警察

	機関名防災担当				所 在 地		電話番号								
沖	縄県	警	察	本	部	警	備	第		黒	₹900-0021	那覇	市泉	崎 1-2-2	098-862-0110

# (5) 市町村

	ili Willi			1	
	機関	Z	防災担当	所 在 地	電話番号
那	覇	市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜	野	市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市野嵩 1-1-1	098-892-3151
石	垣	市	防災危機管理室	〒907-8501 石垣市美崎町 14	0980-87-5533
浦	添	市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市安波茶 1-1-1	098-876-1190
名	護	市	総 務 課	〒905-0014 名護市港 1-1-1	0980-53-1213
糸	満	市	市民生活課	〒901-0361 糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245
沖	縄	市	総 務 課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊	見 坊	市	総 務 課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
う	るす	市	危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-6760
宮	古 島	計 市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南	城	市	総 務 課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-5378
国	頭	村	総 務 課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大	宜	村	総 務 課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東		村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今	帰仁	二 村	総 務 課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本	部	町	総 務 課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩	納	村	総 務 課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜	野	至 村	総 務 課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金	武	町	総 務 課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊	江	村	総 務 課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読	谷	村	総 務 課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉	手 糸	り 町	総 務 課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北	谷	町	総 務 課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北	中 坊	<b>対</b>	総 務 課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中	城	村	総 務 課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西	原	町	総 務 課	〒903-0220 西原町与那城 140-1	098-945-5011
与	那 原	頁 町	総 務 課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201

	機	関 名			防災担当	á	所 在 地	電話番号
南	風	原	町	総	務	課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久	米	島	町	総	務	課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八	重	瀬	町	総	務	課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡	嘉	敷	村	総	務	課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座	間	味	村	総	務	課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟		国	村	総	務	課	〒901-3702 粟国村字東 367	098-988-2016
渡	名	喜	村	総	務	課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南	大	東	村	総	務	課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北	大	東	村	総	務	課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊	平	屋	村	総	務	課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊	是	名	村	総	務	課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多	良	間	村	総	務財政	汝 課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹		富	町	総	務	課	〒907-0012 石垣市美崎町11	0980-82-6191
与	那	玉	町	総	務財	汝 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

# 消防局・消防本部

用防局·用防本部										
消防本部名(構成)	所 在 地	電話番号								
那 覇 市 消 防 局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119								
沖縄 市消 防 本 部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192								
浦 添 市 消 防 本 部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119								
宜 野 湾 市 消 防 本 部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299								
名 護 市 消 防 本 部	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121								
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838								
糸 満 市 消 防 本 部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661								
石 垣 市 消 防 本 部	〒907-0023 石垣市字真榮里 668	0980-82-4050								
宮 古 島 市 消 防 本 部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943								
豊 見 城 市 消 防 本 部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105								
久 米 島 町 消 防 本 部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281								
本部町·今帰仁村消防組合消防 本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119								
島 尻 消 防 組 合 消 防 本 部 ( 八 重 瀬 町 、 南 城 市 )	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778								
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200								
比謝川行政事務組合ニライ消防 本部(読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914								
中城北中城消防本部(中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748								
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020								
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100								

# (6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西 日 本 沖 縄 支 社	設 備 部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)ドコモ CS 九州 沖 縄 支 店		〒900-0025 那覇市壷川3丁目3-5	098-833-7615
日   本   銀   行     那   覇   支   店	総 務 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企 画 編 成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖 縄 電 力(株)	防 災 室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九 州 支 社 沖縄高速道路事務所	統括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日 本 郵 便(株) 沖 縄 支 社	支店長室総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

# (7) 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社)沖縄県医師会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事 務 局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運(株)	事 務 局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
沖縄都市モノレール(株)	総 務 課	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	_	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社)沖縄県婦人連合会	_	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	_	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社)沖縄県薬剤師会	_	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福) 沖縄県社会福祉 協 議 会	_	〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	_	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6123

(公社)沖縄県トラック協 会	_	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
琉 球 放 送 (株)	経営管理本部	〒900-8588 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株)	総 務 局	〒900-8604 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株) エフエム沖縄	総 務 部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361
琉 球 朝 日 放 送 (株)	総 務 局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(一社)沖縄県歯科医師会	_	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561

# (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	防災担当		所 在 地	電話番号
沖縄県国際交流・人材育 成 財 団	_	〒901−2221	宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館 生活衛生同業組合		〒900-0035	那覇市通堂町 2−1	098-861-4166
沖縄県歯科医師会	_	〒901-2134	浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖縄県獣医師会	_	〒900-0024	那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	_	〒901-2131	浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連 合 会	_	〒901-1112	南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	_	〒900-0023	那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合 会		〒900-0016	那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	_	〒901-1101	南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	_	〒901-0152	那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6150
那覇商工会議所	_	〒900-0033	那覇市久米 2- 2-10	098-868-3758
浦添商工会議所	_	〒901-2567	浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センタ	098-877-4606
沖縄商工会議所	_	〒904-0004	沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	-	〒906-0012	宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖縄県ハイヤー・タクシカ協	_	〒900-0021	那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合 会	_	〒901-0225	豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900

沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	_	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
----------------------	---	-----------------------	--------------

## 2 沖縄県防災会議条例

昭和48年7月23日 沖縄県条例第51号

(趣 旨)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第15条第8項の規定に基づき、沖縄県防災会議 (以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員)
- 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、40人以内とする
- 2 委員(知事の部内の職員のうちから指名される者を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (幹事)

- 第4条 防災会議に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 (部 会)
- 第5条 防災会議は、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を行う。

(補 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年6月13日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年7月9日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月29日条例第67号) (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (沖縄県防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される第1条の規定による改正後の沖縄県防災会議条例第2条第1項の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年2月14日までとする。

### 3 沖縄県防災会議運営要領

(目 的)

- 第1条 この要領は、沖縄県防災会議条例(昭和48年沖縄県条例第51号)第6条の規定に基づき、沖縄県防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (会議)
- 第2条防災会議は、会長において必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長 が招集する。
- 2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。 (会長の専決処分)
- 第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを 得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、 次の各号に掲ずるものについて専決処分することができる。
  - (1) 災害対策本部の設置について、知事に対する意見具申
  - (2) 市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事に対する意見具申
  - (3) 緊急事懸の発生により早急に決定を要する事項
  - (4) その他軽易と認められる事項
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。 (会議録)
- 第4条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ 保管しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑 則)

第6条この要領に定めるものの他必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

附則

この要領は、昭和53年2月27日から実施する。

# 4 沖縄県防災会議幹事会運営要領

(設置)

第1条 沖縄県防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、沖縄県防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条幹事会は、会長及び沖縄県防災会議条例(昭和48年条例第51条)第4条に規定する幹事をもって組織する。

(会 長)

- 第3条会長は秘書防災統括監の職にある者をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(所掌事務)

- 第4条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究に関すること。
  - (2) 防災会議に提出する議案に関すること。
  - (3) その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(会 議)

- 第5条幹事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。
- 3 幹事会は、議案の内容に応じ、会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。 (庶 務)
- 第6条幹事会の庶務は、知事公室防災危機管理課において処理する。

附則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

附則

この要領は、平成12年1月31日から実施する。

附則

この要領は、平成17年6月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

# 5 沖縄県防災会議委員名簿

	法定区分	機関名	職名
0	会 長	沖 縄 県 知 事	
1	第1号	沖 縄 総 合 事 務 局	局長
2	"	九 州 管 区 警 察 局	局長
3	IJ	沖 縄 防 衛 局	局長
4	IJ	沖縄総合通信事務所	所 長
5		九 州 厚 生 局 沖 縄 分 室	室長
6	IJ	沖 縄 労 働 局	局 長
7	IJ	沖 縄 森 林 管 理 署	署長
8	IJ	那覇産業保安監督事務所	所 長
9	IJ	大阪航空局那覇空港事務所	所 長
10	IJ	沖 縄 気 象 台	台 長
11	"	第十一管区海上保安本部	本 部 長
12	"	九州地方環境事務所那覇自然環境事務所	所 長
13	第2号	陸上自衛隊第15旅団	旅 団 長
14	第3号	沖縄県教育委員会	教 育 長
15	第4号	沖縄県警察本部	本 部 長
16	第5号	沖縄県	副 知 事
17	"	沖縄県	知 事 公 室 長
18	11	沖縄県	子ども生活福祉部長
19	11	沖縄県	保健医療部長
20	"	沖縄県	農林水産部長
21	"	沖縄県	文化観光スポーツ部長
22	11	沖 縄 県	土 木 建 築 部 長
23	11	沖縄県	宮 古 事 務 所 長
24	11	沖縄県	八重山事務所長
25	第6号	沖 縄 県 市 長 会	会 長
26	11	沖 縄 県 町 村 会	会 長
27	11	沖縄 県消 防 長 会	会長
28	"	沖縄県消防団長会	会長
29	第7号	NTT西日本沖縄支店	支 店 長
30	11	日本銀行那覇支店	支 店 長
31	11	日本赤十字社沖縄県支部事務局	局長
32	"	N H K 沖 縄 放 送 局	局長
33	11	沖 縄 電 力 ㈱	副 社 長
34	第7号	西日本高速道路㈱九州支社沖縄高速道路事務所	所 長
35	11	日本郵便㈱沖縄支社	支 社 長
36	"	(一社)沖 縄 県 医 師 会	会 長
37	"	(公社)沖縄県看護協会	会 長
38	11	(一社)沖 縄 県 バ ス 協 会	会 長
39	IJ	琉 球 海 運 ㈱	社

	法定区分	機関名		職	Ì	名	
40	IJ	沖縄都市モノレール㈱	代	表	取	締	役
41	IJ	日本トランスオーシャン航空㈱	代	表	取	締	役
42	IJ	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	会				長
43	IJ	(一社) 沖縄県婦人連合会	会				長
44	IJ	沖縄セルラー電話㈱	代	表	取	締	役
45	IJ	(一社) 沖縄県薬剤師会	会				長
46	IJ	(社福) 沖縄県社会福祉協議会	会				長
47	IJ	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	会				長
48	IJ	(公社) 沖縄県トラック協会	会				長
49	IJ	琉 球 放 送 ㈱	代	表	取	締	役
50	IJ	(一社) 沖縄県歯科医師会	会				長
51	第8号	(特非) 日本防災士会沖縄県支部	事	務		局	長
52	IJ	宜 野 湾 市 伊 佐 区 自 治 会	会				長
53	IJ	沖縄県女性防火クラブ連絡協議会	会				長
54	IJ	沖縄 市女性連合会	会				長
55	11	J A お き な わ 女 性 部	副		会		長

# 6 沖縄県防災会議幹事名簿

機関名	職名
◎ 沖縄県知事公室秘書防災統括員	监
	司 総務部総務課長
	司 災 害 対 策 官
	司 地方整備課長
	新 総 務 課 長
	司 総務部企画室長
	署 次 長
	新 管 理 課 長
	新 空 保 安 防 災 課 長
	台 業 務 課 長
	第 境 防 災 課 長
11 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	
	司 令 部 第 3 部 長
	会 総 務 課 長
	部 警備部警備第二課長
15 沖 縄 県 知 事 公	室 秘書 課 長
	室 防災危機管理課長
	福 祉 政 策 課 長
	保健医療政策課長
19 沖 縄 県 農 林 水 産 岩	部 農林水産企画課長
	部 産業政策課長
	部 観光政策課長
	北 木 企 画 課 長
	司 配 水 管 理 課 長
24 沖 縄 県 病 院 事 業 月	司 県立病院課長
	所 総 務 課 長
	所 総 務 課 長
	会 事 務 局 長
	会 事 務 局 長
29 沖 縄 県 消 防 長 3	会 事 務 局 長
30 N T T 西 日 本 沖 縄 支 「	古 設 備 部 長
	古 総 務 課 長
	部 事業推進課長
11 tm 11 11 11	司 企画総務副部長
	財 防災室マネージャー
而 日 木 喜 連 道 敗 ㈱ カ 州 支 ね	4
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	性 総務・人事部担当部長
37 (一社) 沖縄県医師会	会 理 事
38 (公社) 沖縄 県 看 護 協	会 常 任 理 事
39 (一社) 沖縄県バス協会	会 専 務 理 事
40 琉 球 海 運	常務取締役
	常務取締役
	財 路線事業部部長
	会 専 務 理 事
44 (一社)沖縄県婦人連合会	会 副 会 長
45 沖 縄 セ ル ラ ー 電 話 (f	関 経営本部リスクマネシ゛メント部長
	会 理 事
	会 事 務 局 長
47   (社 価 ) / / / / / / / (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	
40   ( 別 / 中縄 観 ルコン・マンション [ ユーロ・	企画・施設事業部 企画課長

			機	関		名						職	名	
49	(公社)	沖	縄	県	1	ラ	ツ	ク	協	会	専	務	理	事
50	琉	球		放	(		送	1		(株)	経営管	<b>管理本部</b> 総	総務局総	務部長
51	(一社)	沖	縄	県	臣	哲 :	科	医	師	会	副	숲		長

## 7 沖縄県防災会議及び幹事会の開催状況

### (1) 防災会議の開催状況

- 第1回 昭和48年11月29日
  - 議題 ① 沖縄県防災会議運営要領について
    - ② 沖縄県防災会議幹事会運営要領について
    - ③ 沖縄県地域防災計画作成方針について
- 第2回 昭和50年1月16日

議題 沖縄県地域防災計画の作成に伴う内閣総理大臣への協議について

第3回 昭和50年4月15日

議題 沖縄県地域防災計画の決定について

第4回 昭和53年2月27日

議題 沖縄県地域防災計画の修正について

第5回 昭和58年11月2日

議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について

② その他報告事項

第6回 昭和61年2月12日

議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について

- ② 専決処分事項の報告について
- ③ その他 (情報交換等)
- 第7回 昭和63年3月28日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 専決処分事項の報告について
    - ③ その他 (情報交換等)
- 第8回 平成2年3月8日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 専決処分事項の報告について
    - ③ その他 (情報交換等)
- 第9回 平成4年3月19日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 専決処分事項の報告について
    - ③ その他(情報交換等)
- 第10回 平成8年3月27日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第11回 平成9年3月26日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第12回 平成12年9月20日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 専決処分事項の報告について
    - ③ その他(情報交換等)

- 第13回 平成18年5月31日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 専決処分事項の報告について
    - ③ その他(情報交換等)
- 第14回平成19年2月14日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第15回平成24年3月27日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
    - ③ その他 (調査結果報告等)
- 第16回平成25年3月28日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
    - ③ その他 (調査結果報告等)
- 第17回平成27年3月30日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
    - ③ その他 (情報交換等)
- 第18回平成30年3月22日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他
- 第19回令和3年5月31日~6月11日(書面開催)
  - 議題 沖縄県地域防災計画の修正について
- (2) 防災会議幹事会の開催状況
  - 第1回 昭和49年2月15日

議題 ①沖縄県地域防災計画作成方針に基づく沖縄県地域防災計画の作成について

- 第2回 昭和49年12月24日
  - 議題 沖縄県地域防災計画について
- 第3回 昭和52年12月27日
  - 議題 沖縄県地域防災計画の修正について
- 第4回 昭和58年10月18日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (報告事項等)
- 第5回 昭和59年3月27日
  - 議題 ① 昭和58年度修正沖縄県地域防災計画の国との協議結果について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第6回 昭和59年9月28日
  - 議題 ① 昭和59年度修正沖縄県総合防災訓練の実施計画について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第7回 昭和61年1月23日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)

- 第8回 昭和62年2月6日
  - 議題 ① 昭和61年度沖縄県防災訓練の実施計画について
    - ② その他(情報交換等)
- 第9回 昭和63年3月14日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第10回 平成2年3月20日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第11回 平成3年3月5日
  - 議題 ① 西表島群発地震に対する対応策について
    - ② その他(情報交換等)
- 第12回 平成4年3月6日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他(情報交換等)
- 第13回 平成7年8月17日
  - 議題 ① 平成7年度沖縄県総合防災訓練について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第14回 平成8年2月19日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第15回 平成8年8月20日
  - 議題 平成8年度沖縄県総合防災訓練について
- 第16回 平成9年2月17日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他 (情報交換等)
- 第17回 平成12年3月29日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正案について
    - ② 沖縄県防災会議会長の専決処分事項の報告について
    - ③ その他(情報交換等)
- 第18回 平成18年3月29日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正案について
    - ② 沖縄県防災会議会長の専決処分事項の報告について
    - ③ その他(情報交換等)
- 第19回 平成18年6月12日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② その他(情報交換等)
- 第20回平成24年3月19日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
    - ③ その他 (調査結果報告等)
- 第21回平成25年3月19日
  - 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
    - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
    - ③ その他 (調査結果報告等)

# 第22回平成27年3月17日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
  - ② 沖縄県防災会議委員の就任について
  - ③ その他 (情報交換等)

# 第23回平成30年3月15日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について
  - ② その他

## 8 沖縄県災害対策本部条例

昭和48年7月23日 沖縄県条例第52号

(趣 旨)

- 第1条この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、沖縄県 災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (組 織)
- 第2条災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときには その職務を行う。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部 長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補 足)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年7月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 沖縄県災害対策本部運営要綱

昭和49年7月17日 災害対策本部長訓令第1号

改正

昭和58年9月29日 災害対策本部長訓令第1号 昭和58年11月28日 災害対策本部長訓令第2号 昭和59年6月19日 災害対策本部長訓令第1号 昭和60年12月17日 災害対策本部長訓令第36号 平成3年12月6日 災害対策本部長訓令第1号 平成11年5月11日 災害対策本部長訓令第1号 平成14年7月12日 災害対策本部長訓令第1号 平成17年9月16日 災害対策本部長訓令第1号 平成18年3月31日 災害対策本部長訓令第1号 平成19年3月30日 災害対策本部長訓令第1号 平成20年3月29日 災害対策本部長訓令第1号 平成21年3月16日 災害対策本部長訓令第1号 平成21年3月30日 災害対策本部長訓令第2号 平成23年9月9日 災害対策本部長訓令第1号 平成24年3月30日 災害対策本部長訓令第1号 平成25年3月30日 災害対策本部長訓令第1号 平成 26年 3 月 31日 災害対策本部長訓令第1号 平成27年3月31日 災害対策本部長訓令第1号 平成27年6月26日 災害対策本部長訓令第2号 平成28年3月31日 災害対策本部長訓令第1号

平成29年3月31日 災害対策本部長訓令第1号 平成30年3月31日 災害対策本部長訓令第2号 平成31年3月29日 災害対策本部長訓令第1号 令和元年7月30日 災害対策本部長訓令第2号 令和2年3月31日 災害対策本部長訓令第1号 令和3年3月31日 災害対策本部長訓令第1号

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、沖縄県災害対策本部条例(昭和48年沖縄県条例第52号)第5条の規定に基づき、 沖縄県 災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害応 急対策の迅速かつ 的確な実施を図ることを目的とする。

(本部の位置)

第2条 本部は、沖縄県庁内に置く。

(副本部長及び本部員)

- **第3条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び警察本部長をもって充てる。 この場合において、沖縄県災害対策本部条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を行う場合の順序は、副知事及び警察本部長の順序とする。
  - 2 前項の規定により、副知事が本部長の職務を行う場合の順序は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 知事公室に関する事項を担任する副知事
  - (2) 前号に掲げる副知事以外の副知事
  - 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、 病院事業局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

- 第4条 本部に本部会議を置く。
- 2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、 次に掲げる事項について協議決定する。
  - (1) 災害に関する応急対策(以下「災害応急対策」という。)の基本方針に関すること。
  - (2) 災害応急対策における優先取組事項に関すること。
  - (3) 災害応急対策の進捗に関すること。
  - (4) 自衛隊の災害派遣に関すること。
  - (5) 国、他の地方公共団体等からの応援の受入れに関すること。
  - (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
  - (7) その他必要と認める事項
- 3 本部会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(本部の組織)

- 第5条 本部に、次に掲げる部を置く。
  - (1) 総括情報部
  - (2) 知事公室部
  - (3) 総務部
  - (4) 企画部
  - (5) 環境部
  - (6) 子ども生活福祉部
  - (7) 保健医療部又は沖縄県災害医療本部
  - (8) 農林水産部
  - (9) 商工労働部
  - (10) 文化観光スポーツ部
  - (11) 十木建築部
  - (12) 出納部
  - (13) 企業部
  - (14) 病院事業部
  - (15) 教育部
  - (16) 警察部
  - (17) 監査委員部
  - (18) 労働委員会部
  - 19) 人事委員会部
  - (20) 議会部
- 2 部に、部長及び副部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は部の事務を総理し、副部長は部長を補佐するとともに部長に事故があるとき、又は欠けたときは部長の職務を代理する。
- 4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。
- 5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる 職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務(以下「班務」という。)を処理し、班員は、上 司の命を受けて班務に従事する。
- 7 沖縄県災害医療本部、教育部及び警察部の組織については、第4項及び第5項の規定にかかわらず、 保健医療部長、教育長又は警察本部長が定める。

(部及び班の分掌事務)

- **第6条** 部は、班の事務を総括し、班は、別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務 を分掌する。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県災害医療本部の分掌事務は保健医療部長が、教育部の分掌事務は 教育長が、警察部の分掌事務は警察本部長が定める。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又 は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。
- 4 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。

(本部組織の特例)

- 第6条の2 県内で震度6弱以上が発表される等災害の規模その他の状況により本部長が災害応急対策を強力に推進する必要があると認める場合には、第5条第2項の規定にかかわらず、総括情報部及び企画部に置く副部長は、それぞれ別表第3の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、総括情報部に置かれる当該副部長は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる班の分掌事務を統括するものとする。
- 2 前項の場合には、第5条第4項の規定にかかわらず、総括情報部に別表第4の左欄に掲げる班を置き、当該班に班長及び班員(避難所・物資支援班にあっては、班長、副班長及び班員)を置く。
- 3 班長(避難所・物資支援班にあっては、班長及び副班長)は別表第4の左欄に掲げる班の区分ごとに、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は同欄に掲げる職員のうちから当該職員が勤務する課の長が指名する者(情報収集・伝達班にあっては当該者及び第10条第4項に規定する情報・初期対応要員)をもって充てる。
- 4 第2項の規定により置かれた班の分掌事務は、別表第4の右欄に掲げるとおりとする。

(現地災害対策本部の設置)

第6条の3 本部長は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められるときは、沖縄県地域防災計画(災害対策 基本法 (昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。)の定めるところにより、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置すること ができる。

(地方本部の設置)

**第7条** 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要と認めるときは、防災計画の定めるところにより、沖縄県災害対策地方本部(以下「地方本部」という。)を設置することができる。

(地方本部の名称及び管轄区域等)

- 第8条 地方本部の名称、設置場所、管轄区域及び構成機関等は、別表第5に定めるところによる。
- 2 地方本部に地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第5の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、 それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理する。
- 4 地方本部の事務を処理するため、別表第5の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長は、別表第5の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理に当たっては、本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。
- 8 地方本部の各班の基本的役割は、別表第6のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班 の構成、その他必要な事項(防災計画に定めるものを除く。)については、地方本部長が定める。
- 9 地方本部長は、前項の規定により必要事項を定めたとき又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(地方機関相互の連携)

第8条の2 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する他の指定地方行政機関等と連携して地方に

おける 災害応急対策を行うものとする。

(市町村への情報連絡員の派遣)

- **第8条の3** 総括情報部長は、災害が発生した地域を管轄する市町村の災害応急対策機能が著しく低下し、当該市町村との通信連絡及び調整に円滑を欠くと判断した場合は、各部に所属する職員の中から情報連絡員を指名し、これを当該市町村の災害対策本部等へ派遣することができる。
- 2 前項の規定により派遣する情報連絡員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

(配 備)

- **第9条** 本部長又は地方本部長は、本部を設置したとき又は地方本部が設置されたときは、防災計画の 定める ところにより、非常体制又は救助体制のうちから本部又は地方本部の配備体制の規模を指 定する。指定した 後に配備体制の規模を変更する必要が生じたときも同様とする。
- 第10条 部長又は地方本部長は、前条の配備体制の規模に応じて、要員を配備するものとする。
- 2 前項の規定により配備された要員(連絡待機を含む。)は、各班ごとに、非常体制の場合は全職員、 救助体制の場合は概ね職員数の3分の1に相当する数の職員とする。ただし、第8条第8項又は第16 条の規定により、別に定めがある特定の部又は班については、この限りでない。
- 3 部長又は地方本部長は、本部又は地方本部の事務の効果的運用を図るため、部又は地方本部に所属 する職員の中から各部又は各地方本部間の連絡調整及び本部の決定事項の各部又は各地方本部への伝 達を行う要員として、連絡調整員を指名する。
- 4 部長又は地方本部長は、部又は地方本部に所属する職員の中から、主として情報の収集及び迅速な 初期対応を行うための要員として、情報・初期対応要員を2名指名する。
- 5 第6条の2第2項の規定による班が置かれた場合には、部長(総括情報部の部長を除く。)は、前項に規定する情報・初期対応要員を総括情報部情報収集・伝達班に派遣するものとする。
- 6 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。

(災害状況等の報告)

第11条 部長及び地方本部長は、災害の状況及びこれに対してとった措置の概要等について、災害状況 等報告書(第1号様式)により、遅滞なく、本部長に報告するものとする。

(その他の事項)

- **第12条** この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速 的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。
- **第13条** 災害救助法、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)、その他の法令等により特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。
- **第14条** この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防災計画の定めるところによる。
- **第15条** この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあった者が、地方本部にあっては地方本部長の職にあった者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営及び本部設置に至らない災害への対応組織等必要なことについては、沖縄県災害医療本部に関することは保健医療部長が、教育部に関することは教育長が、警察部に関することは警察本部長が、教育部及び警察部以外の部に関すること並びに各部に共通することは知事がそれぞれ定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、昭和58年9月29日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、昭和58年11月28日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、昭和59年6月19日から施行する。

#### 附則

この訓令は、昭和60年12月17日から施行する。

#### 附則

この訓令は、平成3年12月6日から施行する。

#### 附即

この訓令は、平成11年5月11日から施行する。

#### 附則

この訓令は、平成14年7月12日から施行する。

#### 附則

この訓令は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行 する。

#### 附則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の沖縄県災害対策本部運営要綱第3条第1項(出納長に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この訓令は、平成23年9月9日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附具

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附即

この訓令は、令和元年7月30日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

# **別表第1** (第5条関係)

部名	部長	副部長
総括情報部	知事公室長	秘書防災統括監
知事公室部	知事公室長	基地対策統括監
総 務 部	総務部長	総務統括監
企 画 部	企画部長	企画調整統括監
環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活 福 祉 部	子ども生活 福 祉 部 長	生活企画統括監
保健医療部及び 沖縄県災害医療本部	保健医療部長	医療企画統括監 保健衛生統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文 化 観 光スポーツ部	文 化 観 光 スポーツ部長	観光政策統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納 部	会計管理者	会 計 課 長
企業部	企業局長	企業企画統括監
病院事業部	病院事業局長	病院事業統括監
教 育 部	教 育 長	教育管理統括監

警察 部	警察本部長	<ul><li>警備部長</li><li>交通部長</li></ul>
監査委員部	監 查 委 員 事 務 局 長	監査課長
労働委員会部	労働委員会 事 務 局 長	調整審査課長
人事委員会部	人事委員会 事 務 局 長	人 事 委 員 会 事務局総務課長
議 会 部	議会事務局長	議会事務局次長

別表第2 (第5条関係)

	<b>第2</b> (第5条関係)	score r.⇔r.
部名	班名及び班長	分掌事務
	総括班	1 本部の設置及び廃止に関すること。
総	班長 防災危機管理課長	2 防災関係機関との連絡調整に関すること。
		3 地方本部との連絡調整に関すること。
括		4 各部の分掌事務の調整に関すること。
		5 本部の庶務に関すること。
情		6 被災市町村への指導、助言及び応援に関すること。
		7 災害情報等の収集及び伝達に関すること。
報		8 災害現地視察調査に関すること。
		9 被害調査書の作成及び配布に関すること。
部		10 非常通信の運用に関すること。
		11 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
		12 広域応援要請に関すること。
		13 市町村長又は消防長に対する災害防御活動の指示に関す
		ること。
		14 消防庁への災害報告及び国との連絡調整に関すること。
		15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関すること。
		16 災害時における危険物等の保安に関すること。
		17 各部間の連絡調整に関すること。
		18 各部への本部決定事項の伝達に関すること。
	知事公室総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
知	班長 秘書課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
		3 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。
事		4 国の災害対策本部長等の対応に関すること。
	広報班	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広
公	班長 広報課長	報に関すること。
		2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。
室		3 記者発表に関すること。
	基地対策班	米軍との連携にかかる連絡に関すること。
部	班長 基地対策課長	
	辺野古新基地建設問題対策	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班	
	班長 辺野古新基地建	
	設問題対策課長	
	特命推進班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 特命推進課長	
	総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
総	班長総務私学課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
		3 東京連絡班との連絡に関すること。
務		4 災害関係文書の収受及び発送に関すること。
		5 災害関係資料等の印刷に関すること。
部		6 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関すること。

	人事班	1 災害関係職員の服務及び動員に関すること。
	班長 人事課長	2 災害対策基本法第29条第1項の規定に基づく職員の派遣
		要請及び第 31 条の規定に基づく職員のあっせん要求に関す
		ること。
	職員厚生班	1 災害応急対策に従事する職員の公務災害に関すること。
	班長 職員厚生課長	2 職員の健康管理に関すること。
		3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関すること。
	II level selve	// to l. left to 2/2 A 3 1 7 2 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	財政班	1 災害対策費の資金計画に関すること。
	班長 財政課長	2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関すること。
		3 県議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に
	4分3女4F	関すること。 1 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免に関すること。
	税務班 班長 税務課長	1 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免に関すること。 2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期
	<u> </u>	と関すること。
	管財班	1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。
	班長管財課長	2 県有財産の被害調査及び災害対策に関すること。
	)	3 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。
		4 その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関す
		ること。
	行政管理班	1 臨時の組織又は職の設置に関すること。
	班長 行政管理課長	2 臨時の権限の配分に関すること。
	東京連絡班	国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対
	班長 東京事務所長	する資料配布に関すること。
	企画総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
企	班長 企画調整課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	交通政策班	災害時における交通体系の連絡調整に関すること。
画	班長 交通政策課長	
	県土・跡地利用対策班	災害時における開発区域の保全に関すること。
部	班長 県土・跡地利用対策	
	課長	
	統計班	災害統計に関すること。
	班長統計課長	
	科学技術振興班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 科学技術振興課長	
	デジタル社会推進班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 デジタル社会推進	
	課長	1 『七巛/字砕無伯』ァトブ 浮/字の
	情報基盤整備班	1 防災行政無線による通信の確保に関すること。 2 庁内LAN第を利用した被害状況第の原集及び発信に係
	班長 情報基盤整備課長	2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び発信に係 る指導に関すること。
	地域・離島班	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関すること。
	班長地域・離島課長	2 災害時における地域離島の振興対策に関すること。
	市町村班	1 被災市町村の行政指導に関すること。
	114-1717-07	1 区グロPP1/11v/11以出守に因りるし。

	班長 市町村課長	2 被災市町村の特別交付税及び災害復旧資金に関すること。
	環境総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
環	班長 環境政策課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	222 SK2020/KBK24	3 環境の総合対策に関すること。
境	環境保全班	1 公害の調査及び対策に関すること。
	班長 環境保全課長	2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関
部	AL SKILINIA	すること。
His	環境整備班	がれき及び廃棄物に関すること。
	班長 環境整備課長	がなど及び元未例でありること。
	自然保護班	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び
	班長 自然保護課長	被害調査に関すること。
	如 口	2 動物の保護及び収容に関すること。
	環境再生班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 環境再生課長	ロド 1 古 弘 久 (4 ) 凹 ロ (2 ) / (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 )
	子ども生活福祉総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
子	班長 福祉政策課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
1	如及 佃佃以来帐及	3 災害派遣福祉チームに関すること。
ک	高齢者福祉介護班	1 災害時における老人福祉に関すること。
	班長 高齢者福祉介護	1
<b></b>	班及	2 別目の個性地成の次音心芯刈泉及の吸音响重に関すること。
Ð	保護・援護課	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ
生		
工.	班長保護・援護課長	と。 1 ((字吐)でわけて美小左昇第2と見ってい
活	青少年・子ども家庭班	1 災害時における青少年対策に関すること。
1白	班長 青少年・子ども	2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ
福	家庭課長	からなびなみがったが、これよファー
11111	子ども未来政策班	部内各班又は他部の応援に関すること。
祉	班長 子ども未来政策	
1117	課長	正英の短りた訳の巛字と名も英立が地字調本)を開入ファ
部	子育て支援班	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ
ПР	班長・子育て支援課長	と。
	障害福祉班	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ
	班長 障害福祉課長	と。
	消費・くらし安全班	1 災害救助法の適用に関すること。
	班長 消費・くらし安	
	全課長	3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関するこ
		と。 ((学性)でわけて淡沸井江の巛入細蔵)を開かてとし
		4 災害時における消費生活の総合調整に関すること。
		5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。
		7 生活再建支援に関すること。
	→ M+ → 、 双手n+++ **********************************	8 災害時における交通安全対策に関すること。
	女性力・平和推進班	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 女性力・平和推進課	
	長	

1 1	呆健医療総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
保	班長 保健医療総務課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	)	3 部内各班及び他部の応援に関すること。
健健		1 沖縄県災害医療本部の設置及び運営に関すること。
	班長 医療政策課長	2 災害時における医療に関すること。
医		3 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
		4 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の
療		応急救護に関すること。
		5 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。
部	建康長寿班	避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。
	班長 健康長寿課長	
±	也域保健班	1 災害時における保健衛生対策に関すること。
	班長 地域保健課長	2 災害派遣精神医療チームに関すること。
		3 災害時における助産に関すること。
原	<b></b> 茲染症対策班	災害時における感染症対策に関すること。
	班長 感染症対策課長	
往	<b>新</b> 生薬務班	1 災害時の食品衛生に関すること。
	班長 衛生薬務課長	2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関すること。
		3 飲料水の供給に関すること。
		4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生
		管理に関すること。
		5 災害時における死体の埋葬処理に関すること。
		6 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関
		すること。
		7 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
		8 災害時における毒物及び劇物に関すること。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。)及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。
	班文 国民健康休谀就文	保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免
		2 仮朔向剛有医療保険行及の政保険者の 前負担金の政先 に関すること。
E		1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
農	是你小座秘势班 班長 農林水産総務課	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
114	現	3 農業関係の被害調査の取りまとめに関すること。
林		1 応急措置の用に供する副食物(農産物に限る。)の流通対
	班長 流通・加工推進	策及び確保に関すること。
水	課長	2 卸売市場との連絡調整に関すること。
	1717	3 主食の確保に関すること。
産		1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関すること。
	班長 農政経済課長	2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。
部		3 被害農家等に対する農業災害資金に関すること。
)  -  -	営農支援班	1 農作物の病害虫防除に関すること。
	班長 営農支援課長	2 被災農家に対する生活指導に関すること。
		3 農業の被害調査及び防災指導(農地、農業用施設及び農地
		海岸保全施設に関するものを除く。)に関すること。

	園芸振興班	所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関す
	班長 園芸振興課長	ること。
	糖業農産班	1 農作物の技術対策及び指導に関すること。
	班長 糖業農産課長	2 災害時における農業災害補償に関すること。
	畜産班	1 家畜伝染病の防疫に関すること。
	班長 畜産課長	2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関すること。
	村づくり計画班	農山村地域における災害応急対策及び被害調査に関する
	班長 村づくり計画課長	こと。
	農地農村整備班	1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。
	班長 農地農村整備課	2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に
	長	関すること。
		3 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告
		及び災害応急対策に関すること。
	森林管理班	1 民有林及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関す
	班長 森林管理課長	ること。
		2 林産物の被害調査に関すること。
		3 災害救助に要する木材の流通対策に関すること。
		4 山林関係災害に対する金融に関すること。
	水産班	1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害応急対策及び被害
	班長 水産課長	調査に関すること。
		2 被害漁業者に対する災害資金に関すること。
		3 災害時における水産物の流通対策に関すること。
	漁港漁場班	漁港基本施設及び漁港区域内海岸保全施設の災害応急対
	班長 漁港漁場課長	策及び被害調査に関すること。
	商工労働総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
商	班長 産業政策課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
		3 大阪事務所との連絡に関すること。
工		4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関するこ
· · ·		E. O.
労		5 LPガス等の調達の調整に関すること。
FGI	アジア経済戦略班	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に
働	班長 アジア経済戦略	関すること。
- امام	課長	de la francia ( ) / la de la desta ( ) de la d
部	マーケティング戦略推進班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 マーケティング	
	戦略推進課長	
	ものづくり振興班	工場等製造業施設の被害調査に関すること。
	班長 ものづくり振興	
	課長	1 (((中性)でわけを出して来)で開ナット!
	中小企業支援班	1 災害時における中小企業に関すること。
	班長 中小企業支援課	2 被災商工業者に対する金融に関すること。
	長	3 店舗等商業施設の被害調査に関すること。
	企業立地推進班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 企業立地推進課長	

1	情報産業振興班	情報産業企業からの情報手段に関すること。
	班長 情報産業振興課長	III IN II NATION DE LIGITATION DE CO
	雇用政策班	
	班長 雇用政策課長	人自門では50万分配/II/J水で戻りること。
	労働政策班	│ │1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関す
	班長 労働政策課長	ること。
	如	2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。
		3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。
		4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。
	文化観光総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
文	班長 観光政策課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
化	近	3 部の関係機関との連絡調整に関すること。
観	観光振興班	観光客への情報提供等に関すること。
光	班長の観光振興課長	一一一一 一
ス	MICE推進班	観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
ポ	班長 MICE推進課長	既乃心也以少久百心心对水及し放日朔且に因うること。
Ì	文化振興班	文化施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
ツ	班長文化振興課長	久山地飲の外日心心が永久の敗日剛重に関すること。
部	空手振興班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 空手振興課長	TO A C C 。
	スポーツ振興班	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 スポーツ振興課長	エム作句地域ッグ日心心/J水及の以日朔丘に関すること。
	交流推進班	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体と
	班長交流推進課長	の連絡調整に関すること。
	土木総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
土	班長 土木総務課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	技術・建設業班	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関
木	班長・技術・建設業課長	すること。
'	用地班	災害時における沖縄県の公共工事の施工に伴う損失補償
建	班長用地課長	基準に関すること。
	道路街路班	所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査
築	班長 道路街路課長	に関すること。
	道路管理班	1 所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査
部	班長道路管理課長	に関すること。
		2 交通不通箇所及び通行路線に関すること。
		3 災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関すること。
	河川班	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の災害応急対策及び被害調
	班長河川課長	査に関すること。
	V=147 119142	2 災害時における公有水面(海面を除く。)の管理に関する
		こと。
	海岸防災班	1 水防活動の総括に関すること。
	班長海岸防災課長	2 海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	V	3 災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理
		に関すること。
1		

	港湾班	5 高潮対策に関すること。
	港湾班	
		1 港湾の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 港湾課長	2 災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理
		に関すること。
	空港班	空港施設関係の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 空港課長	
	都市計画・モノレール班	都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関するこ
	班長 都市計画・モノレー	と。
	ル課長	
	都市公園班	都市公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 都市公園班長	
	下水道班	下水道の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 下水道課長	
	建築指導班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	班長 建築指導課長	2 民間建築物の被害調査に関すること。
		3 被災宅地危険度判定に関すること。
	住宅班	1 県営住宅の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	班長 住宅課長	2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに関すること。
		3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに関す
		ること。
	施設建築班	1 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関
	班長 施設建築課長	すること。
		2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急
		仮設住宅の建設に関すること。
	出納総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
出	班長 会計課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
		3 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。
納		4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
	物品管理班	1 災害時における庁内自動車の管理及び輸送に関すること。
部	班長 物品管理課長	2 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。
		3 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
	企業総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
企	班長 企業局総務企画	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	課長	
業	配水管理班	1 水道及び工業用水道施設(建設班が所管するものを除く。)
	班長 配水管理課長	の災害応急対策及び被害調査に関すること。
部		2 災害時における配水に関すること。
	経理班	部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 経理課長	
	建設班	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関
	班長 建設課長	すること。
病	病院事業総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
院	班長 病院事業総務課長	2 部所管の被害状況の総括に関すること。
病	班長 経理課長 建設班 班長 建設課長 病院事業総務班	部内各班又は他部の応援に関すること。  所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。  1 部の庶務及び連絡調整に関すること。

事		3	災害時における医療及び助産に関すること。
業	病院事業経営班		所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
部	班長 病院事業経営課長		
監	監査班	1	部の庶務及び連絡調整に関すること。
查	班長 監査課長	2	部所管の被害状況の総括に関すること。
委			
員			
部			
労	調整審査班	1	部の庶務及び連絡調整に関すること。
働	班長 調整審査課長	2	部所管の被害状況の総括に関すること。
委			
員			
会			
部			
人	人事委員会総務班	1	部の庶務及び連絡調整に関すること。
事	班長 人事委員会事務	2	部所管の被害状況の総括に関すること。
委	局総務課長		
員	職員班		部内他班又は他部の応援に関すること。
会	班長 職員課長		
部			
	議会事務局総務班	1	部の庶務及び連絡調整に関すること。
議	班長 議会事務局総務	2	部所管の被害状況の総括に関すること。
	課長		
会	議事班		部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 議事課長		
部	部 政務調査班		部内各班又は他部の応援に関すること。
	班長 政務調査課長		

# 別表第3 (第6条の2関係)

WILLIAM CONTROL TOURING					
部名	副部長	統括する班			
総括情報部	秘書防災統括監	総括班 情報収集・伝達班 災害時広報班 救出・救助班 インフラ班 本部活動支援班			
	企画調整統括監	応援・受援班 避難所・物資支援班			
企画部	企画振興統括監	企画部の班			

# 別表第4 (第6条の2関係)

班名	班長等	分掌事務
総括班	班長	1 災害対策本部の全般対処方針の決定に関す
	防災危機管理課長	ること。
	班員	2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
	防災危機管理課職員	3 広域応援要請に関すること。
	秘書課職員	4 本部会議の開催、運営に関すること。
	総務私学課職員	5 国本部等との連絡及び調整に関すること。

	企画調整課職員	6 非常通信の運用に関すること。
	管財課職員	7 災害現地の視察調査に関すること。
	情報基盤整備課職員	8 沖縄県災害医療本部との調整に関すること。
	基地対策課職員	9 米軍との連携に関すること。
		10 その他総括情報部長が特に命ずること。
情報収集・伝達班	班長	1 災害情報の収集及びとりまとめに関するこ
114 174 47 14 14 14 14 14 14	防災危機管理班長	٤.
	班員	2 市町村との連絡調整に関すること。
	防災危機管理課職員	3 各地方本部との連絡調整に関すること。
	[675C/E/]及日2至1K/K区	4 防災関係機関との連絡調整に関すること。
		5 被害情報の記録及び集計に関すること。
		-
		6 各部間の連絡調整に関すること。
		7 各部への本部決定事項の伝達に関すること。
Western Laborator		8 その他総括情報部長が特に命ずること。
災害時広報班	班長	1 災害広報計画の策定に関すること。
	広報課広報監	2 災害に関する広報の実施に関すること。
	班員	3 記者発表に関する他部との連携調整に関す
	広報課職員	ること。
	基地対策課職員	4 県議会との連絡調整に関すること。
		5 その他総括情報部長が特に命ずること。
救出・救助班	班長	1 救出・救助対策の検討に関すること。
	防災危機管理課副参事	2 ヘリコプターの運用調整に関すること。
	班員	3 大規模火災の対策の検討に関すること。
	防災危機管理課職員	4 救助部隊の活動状況の把握及び派遣調整に
	基地対策課職員	関すること。
	<b>全地</b> 对來麻賴	5 その他総括情報部長が特に命ずること。
	班長	1 市町村の行政機能の確保状況の把握に関す
心饭。又饭班	市町村課副参事	1
		- 0
	班員	
	防災危機管理課職員	応援の受入れの調整に関すること。
	人事課職員	3 被災市町村への応援調整に関すること。
	企画調整課職員	4 その他総括情報部長が特に命ずること。
	市町村課職員	
避難所・物資支援班		1 避難所に関する情報収集に関すること。
	消費・くらし安全課副参	2 避難所の運営に関する支援に関すること。
	事	3 災害時の要配慮者対策に関すること。
	副班長	4 食料等物資の調達及び供給に関すること。
	交通政策課室長	5 物資の提供及び輸送に関すること。
	班員	6 物資等の集積拠点の確保に関すること。
	福祉政策課職員	7 災害ボランティアに関すること。
	消費・くらし安全課職員	
	観光振興課職員	2 - 10-redella latena (a. 141-re) 2 - 0
	交流推進課職員	
	交通政策課職員	
	都市公園課職員	
ノン・コニ TIT	教育庁保健体育課職員	1 学的 洪流 河川佐の打入ノンラニの場内は
インフラ班	班長	1 道路、港湾、河川等の社会インフラの被害情
	土木総務課事業管理監	報の把握及び応急対策に関する他部との連携
	班員	調整に関すること。
	土木総務課職員	2 電気、水道、ガス等のライフラインの被害情
	道路管理課職員	報の把握及び応急対策に関する他部との連携

1		
	港湾課職員	調整に関すること。
	空港課職員	3 応急給水の検討及び調整に関すること。
	河川課職員	4 中核サービスステーション等の被害状況の
	下水道課職員	把握及び燃料の調達に関すること。
	都市計画・モノレール課	5 がれき、災害廃棄物等の処理に関する他部と
	職員	の連携調整に関すること。
	産業政策課職員	6 その他総括情報部長が特に命ずること。
	環境整備課職員	
	企業局配水管理課職員	
	衛生薬務課職員	
本部活動支援班	班長	1 総括情報部に係る職員の安否確認に関する
	防災危機管理課長	こと。
	班員	2 総括情報部の動員及び勤務計画に関するこ
	防災危機管理課職員	と。
	人事課職員	3 緊急車両通行証の発行に関すること。
	職員厚生課職員	4 総括情報部職員の食料及び寝具に関するこ
	行政管理課職員	と。
	会計課職員	5 総括情報部職員の健康管理に関すること。
	財政課職員	6 総括情報部の庶務に関すること。
		7 総括情報部の財務に関すること。
		8 その他総括情報部長が特に命ずること。

# 別表第5(第8条関係)

名称及び	地方本部長及び	管轄区域	構质	戈 機	関	到	E名及び班長名
設 置場所	地方副本部長		,				, , , , , ,
沖縄県災害	地方本部長	北部土木事務	北部土	木事務.	所	総括班	
対策北部地	北部土木事務	所の管轄区域	北部福祉	业事務	所	班長	北部土木事務所長
方本部	所長		北部保備	建所		生活福祉	上班
			北部農	林水產	医振興	班長	北部福祉事務所長
北部合同庁	地方副本部長		センタ・	_		医療衛生	三班
舎	北部農林水産		県立北部	部病院		班長	北部保健所長
(名護市)	振興センター		名護県	锐事務	所	県立病院	<b></b>
	所長		その他	北部土	:木事	班長	県立北部病院長
	北部保健所長		務所管	内に別	斤在す	土木建築班	
			る出先権	幾関		班長	北部土木事務所長
						農林水產	至班
						班長	北部農林水産振興
							センター所長
						応援班	
						班長	名護県税事務所長
沖縄県災害	地方本部長	中部土木事務	中部土	木事務	所	総括班	
対策	中部土木事務	所の管轄区域	中部福祉	业事務	所	班長	中部土木事務所長
中部地方本	所 長		中部保付	建所		生活福祉	上班
部			中部農	林土オ	マ事務 しんきん かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	班長	中部福祉事務所長
	地方副本部長		所			医療衛生	三班
中部合同庁	中部農林土木		中部農	業改良	具普及	班長	中部保健所長
舎	事務所長		センタ・	_		県立病院	<b>完班</b>

(沙井夕田一十)		<u> </u>		TT E III 스 나 스마는마스 E
(沖縄市)	中部保健所長		県立中部病院	班長県立中部病院長
			コザ県税事務所	土木建築班
			その他中部土木事	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			務所管内に所在す	農林水産班
	ļ		る出先機関	班長 中部農林土木事務
	ļ			所長
	ļ			応援班
				班長 コザ県税事務所長
沖縄県災害	地方本部長	南部土木事務	南部土木事務所	総括班
対策	南部土木事務	所の管轄区域	南部福祉事務所	班長 南部土木事務所長
南部地方本	所長		南部保健所	生活福祉班
部			南部農林土木事務	•
	地方副本部長		所	医療衛生班
南部合同庁			南部農業改良普及	
舎	事務所長			県立病院班
(那覇市)	南部保健所長		南部林業事務所	班長 南部医療センタ
(/3/144/31/14/	HIPPING//IX		南部医療センタ	
			ー・こども医療セン	= ,
	ļ		ター	土木建築班
			那覇県税事務所	工不是条項   班長 南部土木事務所長
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			その他南部土木事	** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
			務所管内に所在す	
	ļ		る出先機関	所長
	ļ			応援班
V 48 18 11 11 15		H 1		班長 那覇県税事務所長
沖縄県災害	, , , , , ,	宮古事務所の	宮古事務所	総括班
対策宮古地	宮古事務所長	管轄区域	宮古福祉事務所	班長 宮古事務所総務課
方本部			宮古保健所	長
	地方副本部長		宮古農林水産振興	
宮古合同庁	宮古事務所総		センター	班長 宮古福祉事務所長
舎	務課長		宮古土木事務所	医療衛生班
(宮古島市)	宮古保健所長		県立宮古病院	班長 宮古保健所長
			その他宮古事務所	県立病院班
			管内に所在する出	班長 県立宮古病院長
			先機関	土木建築班
				班長 宮古土木事務所長
				農林水産班
				班長 宮古農林水産振興
				センター所長
				応援班
				班長 宮古事務所県税課
				長
沖縄県災害	地方本部長	八重山事務所	八重山事務所	総括班
			八重山福祉事務所	班長 八重山事務所総務
対策八重山				

地方本部	長	八重山保健所	課長	
		八重山農林水産振	生活福祉	上班
八重山合同	地方副本部長	興センター	班長	八重山福祉事務所
庁舎	八重山事務所	八重山土木事務所		長
(石垣市)	総務課長	県立八重山病院	医療衛生	三班
	八重山保健所	その他八重山事務	班長	八重山保健所長
	長	所管内に所在する	県立病院	<b>治班</b>
		出先機関	班長	県立八重山病院長
			土木建築	延
			班長	八重山土木事務所
				長
			農林水産	至班
			班長	八重山農林水産振
				興センター所長
			応援班	
			班長	八重山事務所県税
				課長

# 別表第6(第8条関係)

班名	基 本 的 役 割			
総括班	地方本部の総括に関すること。			
生活福祉班	生活支援に関すること。			
医療衛生班	医療及び衛生並びに地域災害医療本部の運営に関すること。			
県立病院班	医療に関すること。			
土木建築班	土木関係対策に関すること。			
農林水産班	農林水産関係対策に関すること。			
応援班	他班の応援に関すること。			

# 第1号様式(第11条関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

災害対策本部長 殿

班 名 班長名

災害状況等報告書

災害対策本部運営要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	被	害	発	生	自至	月月月	日日	時時	分 分		
2	被	害	原	因							
3	被	害	場	所							
4	被	害	程	度							
5	被害	に対する	る措置の	概要							
6	6 災害救助法適用の要否 及び必要とする救助の種類										
7	その	の他も	公 要 誓	事 項							

備考 この様式によることができないときは、これに準じて作成すること。

## 10 沖縄県災害対策事務運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県災害対策本部運営要綱(昭和49年災害対策本部長訓令第1号。以下「要綱」という。)に規定する沖縄県災害対策本部(以下「本部」という。)の運営、その他災害対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置等)

第2条 本部の設置及び廃止並びにこれらの通知は、沖縄県地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。)の定めるところによる。

(本部の活動基準)

- **第3条** 本部の各部は、本部会議の調整の下に、災害予防及び災害応急対策に係る総合的な企画、連絡及び指導を主体とした各種の活動を行うとともに、災害対策事務が円滑かつ的確に実施されるように必要な措置をとるものとする。
- 2 沖縄県災害対策地方本部(以下「地方本部」という。)は、各管轄区域における本部業務の推進主体として管内市町村と連携して災害に関する情報の収集、伝達及び災害応急対策の実施に努めるものとする。

(配備体制指定の通知)

**第4条** 要綱第9条の配備体制が指定されたときは、本部(地方本部を除く。)に係るものにあっては 総括情報部長から各部長及び地方本部長へ、地方本部に係るものにあっては地方本部長から総括情 報部長へ通知するものとする。

(地方本部連絡会議)

- 第5条 地方本部に地方本部連絡会議を置く。
- 2 地方本部連絡会議は、地方本部構成機関の長をもって構成する。
- 3 地方本部連絡会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。
- 4 地方本部連絡会議は、地方本部の運営及び災害応急対策に関し必要な事項を審議するものとする。 (総括班長会議)
- **第5条の2** 要綱第4条第2項に定める災害応急対策の具体的事項について協議するため、本部に各部を総括する班長で構成する総括班長会議を置く。
- 2 総括班長会議には、協議する応急対策の内容に応じて、関係する班長を出席させることができる。
- 3 総括班長会議の議長には、総括情報部副部長をもって充て、会議は議長が招集する。 (通報事項)
- **第6条** 各部において、次に掲げる事務を処理しようとするときは、あらかじめ必要な事項を総括情報部に通報するものとする。
  - (1) 国の省庁に所管事項に関する被害状況等の報告を行うとき。
  - (2) 災害救助法を適用し、救助を実施するとき。
  - (3) 水防警報を発令するとき。
  - (4) 従事命令又は協力命令を執行するとき。
  - (5) 施設、土地、家屋、物資等を保管し、使用し又は収用するとき。
  - (6) 他の防災機関等に出勤又は応援協力を要請するとき。
  - (7) 市町村又は地方本部に対し、災害対策上特別な指示又は指導を行うとき。
  - (8) 被害状況等について、集団的な現地調査を実施するとき。
  - (9) 国の省庁等から調査員又は視察団が来県するとき。
  - (10) その他異例又は特別な災害対策を実施するとき。

(災害警戒本部)

- **第7条** 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を 設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒本部(以下「警戒本部」 という。)を設置し、警戒体制をとることができる。
- 2 警戒本部は、災害に関する情報を収集するとともに指定地方行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 3 警戒本部に、警戒本部長及び警戒副本部長を置き、別表第1の左欄に掲げる職にある者をもって 充てる。
- 4 警戒本部の事務を処理するため、別表第1の中欄に揚げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 警戒本部長は前項の規定にかかわらず、要綱別表第2の中欄に掲げる班から必要な班を追加する ことができる。
- 6 班長は、別表第1の右欄に揚げる職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する 職員をもって充てる。
- 7 班長は、警戒本部長の命を受けて、班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 8 班は、おおむね要綱別表第2の右欄に揚げる事務を分掌する。
- 9 第5条の2の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、これら規定中「本部」とあるのは「警戒本部」と、「各部を総括する班長」とあるのは「各部の総括担当課長」と、「班長」とあるのは「課長」と、「総括班長会議」とあるのは「警戒本部会議」と、「総括情報部副部長」とあるのは「警戒副本部長」と読み替えるものとする。

(災害警戒地方本部)

- 第8条 南部土木事務所長、中部土木事務所長、北部土木事務所長、宮古事務所長及び八重山事務所長(以下「事務所長」という。)は、管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が地方本部を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒地方本部(以下「警戒地方本部」という。)を設置し、警戒体制をとることができる。
- 2 警戒地方本部の名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。
- 3 警戒地方本部は、その管轄区域内における災害に関する情報を収集し、警戒本部その他指定地方 行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 4 要綱第8条第2項及び第4項から第8項までの規定は、警戒地方本部に準用する。この場合において、これら規定中「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と、「地方本部長」とあるのは「警戒地方本部長」と、「別表第5」とあるのは「警戒地方副本部長」と、「別表第5」とあるのは「別表第2」と、「別表第6」とあるのは「要綱別表第6」と読み替えるものとする。 (設置の通知)
- **第9条** 警戒本部長及び警戒地方本部長は、警戒本部が設置された場合、又は警戒地方本部を設置した場合は構成する各班長へ通知するとともに、警戒本部にあっては警戒地方本部長へ、警戒地方本部にあっては警戒本部長へそれぞれ通知するものとする。これを廃止したときも同様とする。 (災害対策準備体制)
- 第 10 条 知事公室長及び事務所長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部(地方本部を含む。)又は警戒本部(警戒地方本部を含む。)を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより災害対策準備体制(以下「準備体制」という。)をとることができる。
- 2 第7条第2項の規定は、準備体制に準用する。
- 3 準備体制においては、防災危機管理課長並びに南部土木事務所、中部土木事務所、北部土木事務 所、宮古事務所及び八重山事務所の庶務を担当する課長等の指示のもとに前項に規定する業務を行

うものとする。

4 前各号に定めるもののほか、準備体制について必要な事項は、防災危機管理課長及び事務所長が別に定める。

(配 備)

第11条 要綱第10条第2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる班の非常体制及び救助体制並び に第7条第1項の警戒体制及び前条第1項の準備体制における配備に必要な要員の数は、同表のと おりとする。

ただし、班長の判断により、配備要員の全部または一部について連絡待機とすることができる。

- 2 要綱別表第2の班名及び班長の欄に掲げる者及び要綱別表第5の班名・班長名の欄に掲げる者(地方本部を構成するその他の機関の長を含む。)は、要綱第10条第1項の要員、第7条第1項及び第8条第1項の警戒体制において配備する要員並びに前条第1項の準備体制において配備する要員をあらかじめ指名し、かつ、指名した職員の中から班(地方本部にあっては、地方本部を構成する機関)の連絡員を定め、配備要員名薄(第1号様式)に記載しておくものとする。その内容に変更を生じたときも同様とする。
- 3 要綱第10条第3項の連絡調整員は、原則として、各部の庶務を担当する班の班長を補佐する職に ある者又はこれに相当する職員を、要綱第10条第4項の情報・初期対応要員は、おおむね30分 以内に登庁できる地域に居住している職員の中から指名するものとする。
- 4 前項の連絡調整員及び情報・初期対応要員については、第2号様式により、あらかじめ総括情報 部(防災危機管理課)あて提出するものとする。
- 5 第2項により指名された者は、常に気象情報や災害情報に留意し、各体制に応じて配備に就き、 また、当該体制の次に規模を大にする体制の配備に就くべき者は、自宅その他の場所に所在し、連 絡方法を明らかにして待機するものとする。

(配備要員の動員方法)

- **第12条** 通常の勤務時間外に配備要員を登庁させる方法は、あらかじめ本部各班において定め、周知しておくものとする。
- 2 配備要員は、各体制に応じて自主的に登庁し、配備に就くものとする。ただし、これによることができなかった配備要員に対しては、それぞれの班においてあらかじめ連絡体制を定め連絡するものとする。

(連絡方法)

- 第13条 本部会議の招集その他本部、警戒本部(警戒地方本部を含む。以下同じ。)及び準備体制にかかる各種指示、通知及び連絡(以下「連絡等という。」)は、特別な場合を除き、電話又は庁内放送等迅速な方法により行うものとする。
- 2 前項の連絡等を庁内放送等の一斉連絡による方法以外の手段を用いる場合は、別表第4の連絡系 統により行うものとする。
- 3 要綱別表第2の各部総括班の班長欄に掲げる者及び要綱別表第5の総括班の班長欄に掲げる者は、 第3号様式により、部内又は地方本部内の緊急連絡先名簿を備えておくとともに次項に規定する者 からの求めに応じ、その写しを提出するものとする。
- 4 要綱別表第2の総括情報部総括班の班長欄に掲げる者は、第4号様式により、本部内の緊急連絡 先を備えておくものとする。

(災害状況等の報告)

- 第14条 要綱第11条の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、同条中「部長及び地方本部長」とあるのは「警戒本部長及び警戒地方本部長」と、「本部長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする
- 2 要綱第 11 条及び前項に規定する報告は、班毎に報告書を作成し、それぞれの部又は地方本部(警戒地方本部を含む。)の被害状況を総括する班を経由して総括情報部へ提出するものとする。

(その他)

**第 15 条** この要領に定めるもののほか、警戒本部及び準備体制に関する事項については防災計画の 定めるところによる。

附則

- この要領は、平成11年7月27日から実施する。 附則
- この要領は、平成14年7月30日から実施する。 附則
- この要領は、平成17年12月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成18年5月2日から実施する。 附則
- この要領は、平成19年4月25日から実施する。 附則
- この要領は、平成20年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成21年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成23年11月11日から実施する。 附則
- この要領は、平成25年4月5日から実施する。 附則
- この要領は、平成26年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成27年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成28年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成30年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日から実施する。 附則
- この要領は、令和元年7月30日から実施する。 附則
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。

**別表第1** (第7条関係)

警戒本部長及び 警戒副本部長	班名	班長
警戒本部長 知事公室長 警戒副本部長 秘書防災統括監	総括班 各部班 広東班 管財基整備班 清費・薬発明 衛生薬班 海生薬班 海生薬・ 海生薬・ 海生薬・ 海生薬・ 海生薬・ 海生薬・ 海生薬・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・ 海・	防災危機管理課長 各部総務班担当課長 広報課長 管財課長 情報基盤整備課長 消費・多全課長 衛生薬務課長 水産課長 漁港漁場課長 道路問課長 海岸門門 海岸課長 海岸等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等課長 海路等 海路等 海路等 海路等 海路等 海路等 海路等 海路等

別表第2 (第8条関係)

<b>別表第2</b> (第89	<b>不因</b> [[[]]			
名称及び	警戒地方本部			
	長及び警戒地	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
設置場所	方副 本部長			
沖縄県災害警	地方本部長	北部土木事務	北部土木事務所	総括班
戒北部地方本	北部土木事	所の管轄区域	北部福祉事務所	(班長 北部土木事務所長)
部	務所長		北部保健所	生活福祉班
			北部農林水産振興セン	(班長 北部福祉事務所長)
北部合同庁舎	地方副本部長		ター	医療衛生班
(名護市)	北部農林水		その他北部土木事務所	(班長 北部保健所長)
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	産振興セン		長が指定する管内の機	土木建築班
	ター所長		関	(班長 北部土木事務所長)
	北部保健所		23	農林水産班
	長			(班長 北部農林水産振興
	X			センター所長)
沖縄県災害警	地方本部長	中部土木事務	中部土木事務所	総括班
戒中部地方本	中部土木事	所の管轄区域	中部福祉事務所	(班長 中部土木事務所長)
部	務所長		中部保健所	生活福祉班
	227212		中部農林土木事務所	(班長 中部福祉事務所長)
中部合同庁舎	地方副本部長		その他中部土木事務所	医療衛生班
(沖縄市)	中部農林土		長が指定する管内の機	(班長 中部保健所長)
(11///-0.11/)	木事務所長		関	土木建築班
	中部保健所		2	(班長 中部土木事務所長)
	長			農林水産班
				(班長 中部農林土木事務
				所長)
沖縄県災害警	地方本部長	南部土木事務	南部土木事務所	総括班
戒南部地方本	南部土木事	所の管轄区域	南部福祉事務所	(班長 南部土木事務所長)
部区	務所長		南部保健所	生活福祉班
			南部農林土木事務所	(班長 南部福祉事務所長)
南部合同庁舎	地方副本部長		その他南部土木事務所	医療衛生班
(那覇市)	南部農林土		長が指定する管内の機	(班長 南部保健所長)
	木事務所長		関	土木建築班
	南部保健所			(班長 南部土木事務所長)
	長			農林水産班
				(班長 南部農林土木事務
				所長)
沖縄県災害警	地方本部長	宮古事務所の	宮古事務所	総括班
戒宮古地方本	宮古事務所	管轄区域	宮古福祉事務所	(班長 宮古事務所総務課
部	長		宮古保健所	長)
	地方副本部長		宮古農林水産振興セン	生活福祉班
宮古合同庁舎	宮古事務所		ター	(班長 宮古福祉事務所長)

(宮古島市)	総務課長		その他事務所長が指定	医療衛生班	
(四百百円)				,	
	宮古保健所		する管内の機関	(班長 宮古保修	建州長)
	長			土木建築班	
				(班長 宮古土	木事務所長)
				農林水産班	
				(班長 宮古農	林水産振興
				センター所長)	
沖縄県災害警	地方本部長	八重山事務所	八重山事務所	総括班	
戒八重山地方	八重山事務	の管轄区域	八重山福祉事務所	(班長 八重山	事務所総務
本部	所長		八重山保健所	課長)	
			八重山農林水産振興セ	生活福祉班	
八重山合同庁	地方副本部長		ンター	(班長 八重山	福祉事務所
舎	八重山事務		その他事務所長が指定	長)	
(石垣市)	所総務課長		する管内の機関	医療衛生班	
	八重山保健			(班長 八重山	保健所長)
	所長			土木建築班	
				(班長 八重山	土木事務所
				長)	
				農林水産班	
				(班長 八重山	農林水産振
				興センター所長	:)

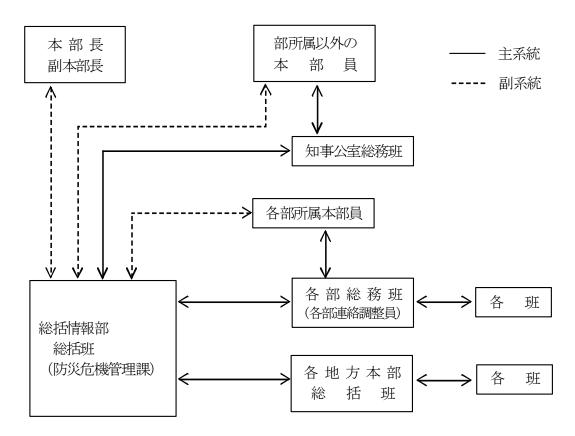
**別表第3** (第11条関係)

別表第3(第1)		1			
		西己	備要員	定数(人	.)
部 名	班 名	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
		(準備体制)	(警戒体制)	(救助体制)	(非常体制)
各部共通	連絡調整員	各部1	同左	同左	同左
(総括情報部を除く。)	情報・初期対応要員	_	_	各部 2	同左
総括情報部	総括班	原則	原則	原則	
	(防災危機管理課)	3	7	全員	同左
知事公室部	知事公室総務班		原則 2 (1)	班員の 1/3	全員
	広報班		1	班員の 1/3	全員
	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			0_0 ( ) = (	
	総務班		原則 2 (1)		
総務部	人事班		1		
454 Eli	管財班		1		
企画部	企画総務班		原則 2 (1)	-	
	情報基盤整備班		1		
	環境総務班		原則 2 (1)	-	
SK-SETI	>K-70/10477-91		/// Z (1)		
 子ども生活	  子ども生活福祉総務		原則 2 (1)	原則	
福祉部	班		1	班員の 1/3	全員
田田市中	消費・くらし安全班		1	1,0	
	保健医療総務班		原則 2 (1)	-	
<b>水医区</b> 冰时	衛生薬務班		1		
	用工来历机		1		
農林水産部	農林総務班		原則 2 (1)	-	
还有少少五山	水産班		1		
	漁港漁場班		1		
 商工労働部	商工労働総務班		原則 2 (1)	-	
间上刀側印	[1] 工力 [割] 机分列		/永朝 2 (1)		
 文化観光	文化観光総務班		原則 2(1)	-	
スポーツ部	<b>観光振興班</b>		次則 2(1)   1		
- ^ ^ / P	1967日がスプマガエ		1		
	土木総務班		原則 2(1)	-	
	道路管理班		3		
土木建築部	河川班		3		
工小⁄产米即	海岸防災班		3		
	港湾班		2		全員
	施設建築班		1		• •
叶 华 女12				-	
出納部	出納総務班		原則 2 (1)	]	

企業部	企業総務班 配水管理班	原則 2 (1) 1	原則	
病院事業部	病院事業総務班	原則 2 (1)	班員の 1/3	
監査委員部	監査班	1 (1)		
労働委員会部	調整審查班	1 (1)		
人事委員会部	人事委員会総務班	1 (1)		
議会部	議会事務局総務班	1 (1)		

- 備考 1 ()は内数で要綱第10条第3項の各部連絡調整員を兼ねる。
  - 2 班長の判断により、全部または一部について連絡待機とすることができる。
  - 3 表に記載のない班の配備要員定数は、第三配備が原則職員数の3分の1、第四配備が全職員となる
  - 4 上記表の配備区分に関わらず、要綱第6条の2の規定を適用した場合、各部は情報・初期 対応要員を総括情報部情報収集・伝達班に派遣する(要綱第10条第5項)。

## **別表第4** (第13条関係)



備考 本部又は警戒本部が設置されていない場合においては、それぞれに充てるべき職及び 機関名に読み替えるものとする。

## **第 1 号様式** (第 11 条関係)

## 配備要員名簿(平成年月明報)

部又は地方本部名

班名又は機関名

連	İ	配備の	種別									
絡	第一	第二	第三	第四	職	名	氏	名		緊急	連絡電話	
員									自	宅	携	帯
			·////	·////		····		。 略	·//////	·//·/		^
_												

- 備考 1 この名簿は、班ごとに作成すること。地方本部にあって複数の課又は機関で班を構成するときは、それぞれの課又は機関ごとに作成すること。
  - 2 連絡員欄、配備種別欄は、該当箇所をo印で表示すること。
  - 3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。
  - 4 配備種別凡例

第一:第一配備体制(災害対策準備体制)

第二:第二配備体制(警戒体制) 第三:第三配備体制(救助体制) 第四:第四配備体制(非常体制)

# **第2号様式**(第11条関係)

# 連絡調整員及び情報・初期対応要員名簿

(平成 年 月 日現在)

部名

	氏	名	所	属	職名	緊急連	絡電話	メールアト・レス
						自宅	携帯	携帯
連絡調整員								
情報・初期								
対応要員								

# **第3号様式**(第13条関係)

## 部内 · 地方本部内緊急連絡名簿

(平成 年 月 日現在)

部又は地方本部名

		職名	氏	名	緊急	連絡電話
					自 宅	携帯
部長又は地方本部:	Ę					
その他の本部員						
副部長又は地方副	本部長					
連絡調整員						
情報・初期対応要	員					
情報・初期対応要	員					
班 名						
	班 長					
	(補佐)					
	連絡員					
	·////////	~~~~~~		·//·/		
			省 略			
	班 長					
	(補佐)					
	連絡員					

- 備考 1 この名簿は、部又は地方本部ごとに作成すること。
  - 2 複数の課又は機関で班を構成するときは、班名欄及び班長欄の班は、それぞれの課又は機関名に読み替えて記入すること。
  - 3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。

# **第4号様式**(第13条関係)

# 沖縄県災害対策本部緊急連絡名簿

(平成 年 月 日現在)

				(平成 牛	月 日現在)
	氏 名 緊急連絡電話		備考		
			自 宅	携帯	
知事	(本部長)				
私	書				
副知	事(副本部長)				
秵	書				
警察	[本部長 (副本部長)				
秘	書担当				
秘書	課長				
秵	/書課班長				
部	部長 (本部員)				
名	副部長				
*	総括担当班長				
警	連絡調整員				
察	情報・初期対応要員				
部	IJ				
を					
除、					
<					
	部長 (本部員)				
	副部長(警備部長)				
警	副部長(交通部長)				
察	警備二課長				
部	連絡調整員				
	情報・初期対応要員				
	IJ				
地	地方本部長				
方	地方副本部長	-			
本	総括班長				
部	連絡調整員				
	情報・初期対応要員				
	JJ				

備考:各部の連絡調整員及び情報・初期対応員、地方本部の各員については、備考欄に所属・職名を記入すること。

## 11 沖縄県ヘリコプター等運用調整会議規約

(目的)

第1条 沖縄県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター又は固定翼機(以下「ヘリコプター等」という。)を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、沖縄県ヘリコプター等運用調整会議(以下「ヘリ運用調整会議」という。)を設置する。

#### (組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表(沖縄県ヘリコプター等運用調整会議参画機関)のと おりとする。

#### (所堂事項)

- 第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。
  - (1) 平時における所掌事項
    - ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動に関すること。
    - イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保に関すること。
    - ウ 関係機関が保有するヘリコプター等に関する情報共有に関すること。
    - エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
    - オヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
    - カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
    - キ その他へリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。
  - (2) 大規模な災害の発生時

別途定める「大規模災害時における沖縄県へリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、沖縄県災害対策本部総括情報部内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

#### (座長)

- 第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。
  - 2 座長は、沖縄県知事公室防災危機管理課長があたる。
  - 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理することができる。

#### (会議)

- 第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。
  - 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
  - 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、沖縄県知事公室防災危機管理課が担当する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が

# 別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この規約は、令和3年3月30日から施行する。

## 12 大規模災害時における沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動計画

#### 1 目 的

この計画は、沖縄県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機(以下「ヘリコプター等」という。)が災害対策活動に従事する必要がある場合において、沖縄県災害対策本部総括情報部(以下「総括情報部」という。)におけるヘリコプター等の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

- ※ 本計画は沖縄県ヘリコプター等運用調整会議の参画機関(以下「参画機関」という。)が 独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。
- ※ 大規模な災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による災害、又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、可燃物、薬液等有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の人的な事故で、多数の人的、物的被害が発生したもの。

### 2 ヘリコプター等運用調整班の設置

- (1) 沖縄県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、沖縄県災害対策本部総括情報部長(以下「総括情報部長」という。)の指示により、総括情報部内に沖縄県ヘリコプター等運用調整班(以下「ヘリ運用調整班」という。)を設置する。
- (2) ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の機動的な活動調整を行うため、参画機関から参集できる最小限の要員等(以下「ヘリ運用調整員」という。)で構成するものとする。
- (3) ヘリ運用調整班長は、沖縄県知事公室防災危機管理課副参事がその任にあたるものとする。沖縄県知事公室防災危機管理課副参事に事故があるときは、あらかじめ沖縄県知事公室 防災危機管理課長が指名した者を充てるものとする。

## 3 ヘリ運用調整員の派遣要請及び参集

総括情報部長は、ヘリ運用調整班を設置した場合には、参画機関に対してその旨を通知するとともに、ヘリ運用調整員の派遣を要請するものとする。(注1)

参画機関は、自らの活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、その際、次の情報等を可能な範囲で携えて、沖縄県庁5階危機管理センターに参集するものとする。

なお、参画機関は、ヘリ運用調整員の派遣が困難な場合は、ヘリ運用調整班の会議への定期的な参加や電話等による報告・調整を行い、円滑なヘリコプター等の運用調整に努める。

- (1) 参画機関が収集した災害情報及び映像
- (2) 参画機関が既に実施した災害対策活動状況
- (3) 参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- (4) ヘリコプター等の活動可能機数・性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- (5) その他必要な事項

#### (注1) 関係様式等

別紙1「沖縄県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」

別紙2「沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」

別紙3「派遣依頼」

別紙4「派遣報告」

### 4 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 総括情報部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整(注2)
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) 他県との広域的な連携及び調整
- (5) 那覇空港またはフォワードベース等における受援調整
- (6) その他必要な事項

#### (注2) 関係様式等

別紙2「沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」

別紙5「ヘリコプター等活動振分書」

別紙6「ヘリコプター等活動表」

### 5 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整する ものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報 (ノータム)
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 報道ヘリコプター等活動把握
- (6) その他へリコプター等の安全運航に関する事項

#### 6 参画機関へリコプター等の集結場所

参画機関へリコプター等の集結場所は、原則として那覇空港とする。ただし、那覇空港が震災等の影響により使用できない場合は、ヘリ運用調整班または参画機関が指定するフォワードベース等を活用する。

#### 7 那覇空港における受援体制

ヘリ運用調整班は、参画機関のヘリコプター等が那覇空港に集結する場合には、総 括情報 部及び那覇空港事務所と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機スポットの調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 夜間駐機場所の調整
- (7) その他必要な事項

#### 8 ヘリ運用調整班の活動終了等

へり運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、総括情報部長にヘリ運用調整員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

### 9 計画の準用

沖縄県知事公室長は、沖縄県災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプター等が沖縄県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

※ 小規模の災害であっても参画機関が保有するヘリコプター等が、沖縄県内で災害対策活動 に従事する可能性がある場合や隣県又は複数の市町村に関係する災害等でヘリコプター等 の運用を調整する必要がある場合を想定するものである。

## 10 計画の見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見等が提言された場合等、沖縄県へリコプター等運用調整会議において必要に応じて見直しをするものとする。

#### 附則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

この計画は、平成28年3月29日から施行する。

### 附則

この計画は、令和3年3月30日から施行する。

# 13 沖縄県災害時協定一覧

(令和3年2月1日現在)

# <行政機関の相互応援協定>

No.	締結日			
	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】			
1	昭和48年11月14日	沖縄地方における火災気象	沖縄気象台	火災気象通報の実施
	(H9.2.17)	に関する協定		
	(H10.8.12)			
	(H18.12.15)			
	【防災危機管理課】			
2	平成7年11月8日	九州•山口9県災害時相互応	福岡県、佐賀県、	災害時の相互応援、
	【各関係課】	援協定	長崎県、熊本県、	
	※上記を継承	九州・山口9県災害時応援協	大分県、宮崎県、	災害時の相互応援、
	平成23年10月31日	定	鹿児島県、山口県	被災地支援対策本部
	【各関係課】			の設置
3	平成8年7月18日	全国都道府県における災害	全国都道府県知事	災害時の相互応援
	【防災危機管理課】	時等の広域応援に関する協		
		定		
4	平成15年3月27日	沖縄県水道災害相互応援協	県内40水道事業者	災害発生時の相互応
	【企業局配水管理	定	及び1水道企業団	援協力
	課】			
5	平成16年5月14日	災害発生時または甚大な災	沖縄気象台業務課	気象資料の提供及び
	(H26.3.31)	害の発生するおそれがある		解説
	【防災危機管理課】	場合の気象資料の提供並び		
		に解説に関する申し合わせ		
6	平成16年5月24日	沖縄県と沖縄気象台間の防	沖縄気象台	特別警報・警報・注意
	(H28.3.25)	災気象情報の交換に関する		報及びそれらを補完
	【防災危機管理課】	協定		する情報、観測資料
				等の相互交換
7	平成19年3月27日	災害時の応援に関する申し	内閣府沖縄総合事	災害時における初動
	【土木総務課】	合わせ	務局開発建設部	時の被害情報の収
				集·伝達、災害応急
				復旧、二次災害の防
	T-Acord Co.			止など
8	平成20年3月21日	九州・山口ブロック下水道事	九州・山口ブロック	下水道の復旧対応相
	【下水道課】	業災害時支援に関するルー	下水道事業災害時	互応援
	T-400 F 0 F 1	ル及び運営要領	支援体制連絡会	4000 400 - 100 1 0 0
9	平成20年9月1日	全国中央卸売市場協会災害	全国中央卸売市場	被災都市における生
	(H24.9.1)	時相互応援に関する協定	協会	鮮食料品の確保
1.0	【中央卸売市場】			
10	平成23年11月21日	関西広域連合と九州地方知	関西広域連合	災害時の相互応援

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	【防災危機管理課】	事会との災害時の相互応援 に関する協定		
10	平成25年10月22日【自然保護課】	九州·山口9県災害時愛護動 物救護応援協定	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、山口県	災害時の愛護動物救 護の応援に関する協 定
11	平成29年3月29日【下水道課】	災害時における下水道施設 を管理する市町村等の相互 支援に関する協定	県内市町村26下 水道管理者	下水道施設を管理する市町村等の相互支援
12	平成29年11月15日【環境整備課】	九州・山口9県における災害 廃棄物処理等に係る相互支 援協定	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、山口県	九州・山口応援協定 に基づき、災害廃棄 物処理における迅 速・円滑な初動対応 に必要な事項を定め る協定

# <情報収集・共有・発信等に関する協定>

No.	締結日			
NO.		からなみ	☆☆⟨┼┼┼	お与の無再
	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】			
13	昭和 57 年4月1日	災害時における放送要請に	(株)極東放送(現F	災害対策基本法第
	【防災危機管理課】	関する協定	M沖縄)、(株)ラジ	57条の規定に基づく
			オ沖縄、沖縄テレ	災害情報等の放送
			ビ放送(株)、琉球	
			放送(株)、NHK沖	
			縄放送局	
	平成 14 年4月1日		琉球朝日放送(株)	
14	昭和 58 年3月3日	沖縄県防災無線局の管理運	陸上自衛隊第1混	行政無線局の管理運
	【情報基盤整備課】	営に関する協定書	成団	用
15	平成 10 年2月 20 日	災害時等における報道要請	(株)沖縄タイムス	新聞報道要請
	【防災危機管理課】	に関する協定	社、(株)琉球新報	
			社、宮古新報社那	
			覇支局、産経新聞	
			社那覇支局、(株)	
			沖縄建設新聞、毎	
			日新聞那覇支局、	
			宮古毎日新聞社那	
			覇支局、読売新聞	
			那覇支局、(株)八	
			重山毎日新聞、共	
			同通信社那覇支	
			局、日本経済新聞	

No.				
INO.	(改正日等)	   協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】		かけかロンロ	
	[//] 自脉母』		社那覇支局、朝日	
			新聞那覇支局、時	
			事通信社那覇支局	
16	平成10年3月4日	災害発生時におけるヘリコプ	沖縄県警察本部警	災害対策に必要なへ
	【防災危機管理課】	ターテレビ画像伝送システム	備部警備第二	リコプター画像システ
		の映像受信に関する覚書		ムの映像受信
17	<本協定>	沖縄総合事務局が整備する	沖縄総合事務局	個々に所有する河
	平成15年1月10日	情報網と沖縄県が整備する		川、道路、防災情報
	<細目協定>	情報網の相互接続及び情報		の共有及び地域住民
	平成15年4月30日	の共有化に関する協定並び		への提供等
	(H27.3.19) 【情報基盤整備課】	に細目協定 		
18	平成 18 年3月 31 日	雨量・水位等の観測データの	沖縄総合事務局	雨量・水位等のテレメ
10	【河川課】	相互配信に関する協定書		一タを相互に配信
19	平成 18 年6月 12 日	河川情報及び映像情報の提	沖縄総合事務局、	河川情報及び映像情
	【河川課】	供に関する基本協定	NHK 沖縄放送局	報の提供並びに放送
20	平成 23 年6月3日	地デジによる河川防災情報	沖縄総合事務局、	地上デジタル放送に
	(H25.4.2)	提供に関する覚書	NHK 福岡放送局	よる沖縄地域の河川
	【河川課】			防災情報提供
21	平成 24 年1月 22 日	災害発生緊急放送に関する	(株)エフエムやん	災害発生または災害
	【名護警察署】	協定	ばる	発生の恐れがある場
				合の緊急放送に関す
				る協定
22	平成27年2月12日	災害に係る情報発信等に関	ヤフー(株)	沖縄防災情報ポータ
	【防災危機管理課】	する協定		ル「ハイサイ!防災で
				~びる」のキャッシュ サイトをヤフーが提供
				する協定
23	平成 27 年7月 27 日	   小型無人航空機の災害活動	(株)FMとよみ	災害時及び行方不明
	【豊見城警察署】	等に関する協定	(FIG. 2/2COS)	者等捜索時の活用に
		4. 1247 3 1007		関する協定
24	平成29年3月13日	小型無人航空機(ドローン)の	読谷飛行組合	災害時の情報収集又
	【嘉手納警察署】	災害活動·人命救助活動等		は人命救助活動に関
		に関する協定書		する協定
25	平成29年12月7日	ドローン活用に関する協定	(株)沖縄エネティ	災害等発生時におけ
	【浦添警察署】		ク、(株)okicom、	るドローン活用に関
26	平成29年12月7日	ドローン活用に関する協定	(株)sky synapse デルタ電気工業	する協定 災害等発生時におけ
20	十成29年12月7日 【宜野湾警察署】	1 中 マ10円に関する励化	(株)	るドローン活用に関
	<b>▼</b> →→~1:3目 ハバ日 <b>』</b>		VNIA	する協定
27	平成30年2月19日	災害時の重要施設に係る情	石油連盟	災害時、石油元売会
	(R2.3.31)	報共有に関する覚書		社から直接供給を行

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	【産業政策課】			う必要が生じた場合、 燃料供給を円滑に実 施する為の情報共有
28	令和2年12月18日 【宜野湾警察署】	小型無人航空機(ドローン) の災害活動等に関する協定 書	(一社)ドローンスク ワッド	災害時等において必 要と認められる場合 の活動に関する協定

# <医療・救護・介護等に関する協定>

No.	締結日			
1 10.	(改正日等)	 	   締結先	協定の概要
	【所管課等】	加入二十八	かけかロンロ	
29	平成6年2月1日	   空港医療救護活動に関する	   沖縄県医師会、八	航空機事故に対する
29	【空港課】	生代医療(秋暖石動に関する)   協定書(石垣空港、宮古空	重山地区医師会、	/4/2//
	【生化味】			医療救護活動
		港、久米島空港、与那国空	宮古地区医師会、	
		港、波照間空港、多良間空	南部地区医師会、	
		港、栗国空港、南大東空港、	那覇市医師会	
		北大東空港、慶良間空港、		
		下地島空港) 		
	平成24年8月28日	新石垣空港供用後における	沖縄県医師会、八	
		協定書等の取扱に関する協	重山地区医師会	
		定書		
30	平成20年3月26日	沖縄県と(社)沖縄県医師会	(社)沖縄県医師会	沖縄県地域防災計画
	【医療政策課】	における災害時の医療救護		に基づく医療救護活
		に関する協定		動
31	平成25年5月20日	災害時における高圧ガス供	(一社)沖縄県高圧	避難所へのLPガス
	【産業政策課】	給に関する協定	ガス保安協会	供給、医療用ガスの
				供給
32	平成26年3月7日	災害時における医療ガス等	(一社)日本産業・	災害用医療ガス等を
	【衛生薬務課】	の供給等に関する協定書	医療ガス協会九州	供給するための要請
			地域本部	
33	平成26年3月27日	沖縄DMATの派遣に関する	県立北部病院、県	大規模な災害、事故
	【医療政策課】	協定	立中部病院、県立	の発生時における専
			南部医療センタ	門的な訓練を受けた
			ー・子ども医療セン	医師、看護師、業務
			ター、県立宮古病	調整員救命活動への
			院、県立八重山病	派遣に関する協定
			院、中頭病院、中	
			部徳洲会病院、琉	
			大附属病院、浦添	
			総合病院、那覇市	
			立病院、沖縄赤十	
			字病院、南部徳洲	
			会病院、豊見城中	
<u></u>	l		→ 1/11/201 豆プログダー	

No.	締結日			
NO.	(改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
			央病院、	
	平成26年9月16日		 ハートライフ病院	
	平成28年4月1日		沖縄協同病院、大浜第一病院	
34	平成26年5月12日 【衛生薬務課】	災害時における医療機器等 の供給に関する協定書	沖縄県医療機器協会	医療機器等の調達業 務に対する協力
35	平成26年6月10日【中部保健所】	大災害時の中部地区医療機 関相互応援に関する協定	県立中部病院、中 頭病院、中部徳州 会病院、ハートライ フ病院	大災害時に連携して 医療活動を遂行する 協定
36	平成27年1月9日【医療政策課】	災害時の医療救護活動に関 する協定	(一社)沖縄県医師会	災害発生時の県医師 会の派遣する医療救 護班(JMAT沖縄)の 派遣及び活動に関す る協定
37	平成27年8月12日【衛生薬務課】	災害時における医薬品等の 供給に関する協定書	沖縄県医薬品卸業協会	災害時の医薬品等の 調達業務に関する協 力に関する協定
38	平成27年11月6日【保健医療総務課】	災害時における災害看護活 動に関する協定書	(公社)沖縄県看護 協会	災害発生時の避難所 等で行う災害看護活 動に関する協定
39	平成28年4月15日 【地域保健課】 平成31年2月6日	沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書	オリブ山病院、サマリヤ人病院、新垣病院、県立精和病院、県立南部医療センター・子ども医療センター、博愛病院、県精神保健福祉士協会、平安病院、平和病院、平和病院、(独)国立病院機構琉球病院、琉球大学附属病院、琉球大学附属病院(琉球大学病院)田崎病院	大規模災害発生時の 精神医療及び精神保 健活動の支援を行う 専門的な研修・訓練 を受けたDPATの派 遣に関する協定
	平成31年2月13日		宮里病院、南山病院	
	平成31年2月20日		天久台病院	

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	令和2年4月1日 <del>金和2年2月1</del> 日		もとぶ記念病院、 沖縄中央病院、久 田病院、糸満晴明 病院、勝連病院、 北中城若松病院	
40	令和3年2月1日 平成29年2月9日 【衛生薬務課】	災害時における薬剤師の医 療救護活動に関する協定書	いずみ病院 (一社)沖縄県薬剤 師会	災害時の医療救護活 動への薬剤師の派遣 に関する協力
41	平成31年3月28日【交通政策課】	災害時における人員等の輸 送に関する協定	(一社)沖縄県ハイ ヤー・タクシー協会	災害時における災害 派遣医療チーム (DMAT)、傷病者等 の緊急輸送支援
42	令和2年2、3月 (R2.11、12) 【福祉政策課】	沖縄県災害派遣福祉チーム の派遣に関する協定	県内社会福祉法人 等41事業者	大規模災害の発生時 において避難所、福 祉避難所等へ、社会 福祉士、介護福祉士 等で構成される福祉 分野の専門チームの 派遣に関する協定

# <道路通行確保等に関する協定>

No.	締結日	協定名称	締結先	協定の概要
	(更新日)			
	【所管課等】			
43	平成13年1月19日	災害時における円滑な通行	(社)沖縄県警備業	警備員の出動要請
	【警察本部生活安全	の確保等に関する協定	協会	
	部生活安全企画課			
44	平成17年5月31日	覚書(緊急通行車両の通行	(社)日本自動車連	緊急交通路等におけ
	【警察本部交通部交	妨害となっている車両等の移	盟九州本部沖縄支	る放置自動車等の道
	通規制課】	動等の措置)	部	路障害物の除去
45	平成23年8月31日	災害時における応急対策に	(社)沖縄県建設業	県管理の河川、海
	【土木総務課】	関する基本協定書	協会	岸、道路、港湾などイ
				ンフラの応急復旧
46	平成24年5月31日	災害時における応急対策に	(社)沖縄県中小建	公共土木施設におけ
	【土木総務課】	関する協定書	設業協会	る災害時の応急対策
				に係る業務に関する
				こと
47	平成29年6月13日	宜野湾警察署の緊急車両に	米軍普天間基地	大規模災害時や突
	【宜野湾警察署】	よる普天間飛行場への限定		発重大事案発生時
		的かつ人道的立入のための		における緊急交通路
		協定書		の確保
48	平成30年2月1日	災害又は事故における緊急	沖縄総合事務局、	災害又は事故におけ
	【土木総務課】	的な応急対策等の支援に関	(一社)沖縄県建設	る緊急的な応急対策

No.	締結日	協定名称	締結先	協定の概要
	(更新日)			
	【所管課等】			
		する包括的協定	業協会	等の支援

# <応急対策・応急復旧等に関する協定>

	心// 水 / 小心及口子(C)	1		
No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
49	平成9年6月2日 【住宅課】	災害時における応急仮設住 宅の建設に関する協定書	(社)プレハブ建築 協会	被災者の応急仮設 住宅の確保・設置
50	平成20年2月13日 【企業局配水管理 課】	沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定	沖縄県管工事業 協同組合連合会	水道施設復旧
51	平成20年3月31日 (H29.1.26) 【管財課】	災害時における復旧業務の 支援活動に関する協定	(社)沖縄県電気管 工事業協会	県本庁舎等県有施 設の電気設備や機 械設備等の復旧
52	平成23年3月28日【環境整備課】	台風等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する 協定	(社)沖縄県産業廃 棄物協会	大規模災害時において市町村から廃棄物の処理に関して支援要請を受けた場合の処理体制
再 掲 (44)	平成23年8月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に 関する基本協定書	(社)沖縄県建設業協会	県管理の河川、海 岸、道路、港湾などイ ンフラの応急復旧
53	平成23年12月15日【建築指導課】	沖縄県被災建築物応急危険 度判定・被災宅地危険度判定 活動等に必要な判定士の派 遣等に関する協定	(社)沖縄県建築士会、(社)沖縄県建築士事務所協会、(社)日本建築家協会沖縄支部、(社)日本建築構造技術者協会九州支部沖縄地区会	被災建築物・宅地の 安全性を判定する技 術者の派遣に関する 協定
再 掲 (45)	平成24年5月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に 関する協定書	(社)沖縄県中小建 設業協会	公共土木施設における災害時の応急対策 に係る業務に関する こと
54	平成27年2月23日 【農地農村整備課】	農地・農業用施設等における 災害時の応急対策に関する 基本協定	(一社)沖縄県農林 水産土木建設会	災害発生時の被害 情報収集及び応急 復旧活動の協力
55	平成27年11月25日 【企業局配水管理 課】	水道施設の災害時における 支援協定	(一社)沖縄水道施 設維持管理協議 会	災害時における水道 施設の運転管理及 び応急対策業務
56	平成28年3月22日【漁港漁場課】	漁港漁場施設等における災 害及び災害発生時の応急対 策業務等に関する基本設定	沖縄県漁港建設協会	災害発生時の調査 及び緊急復旧活動 の協力

No.	締結日			
	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】			
57	平成28年3月23日【港湾課】	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	沖縄総済には、大田の大学を開発をは、大田の大学を開発を表す。これに、大田の大学を開始を表する。これに、大田の大学を開始を表する。これに、大田の大学を開始を表する。これに、大田の大学を開始を表する。これに、大田の大学を表する。これに、、大田の大学を表する。これに、、「は、大田の大学を表する。」は、「は、、「は、、」は、「は、、」は、、「は、、」は、「は、、」は、、「は、、」は、「は、、」は、、「は、、」は、「は、、」は、、は、、は、は、は、は	沖縄の港湾における 大規模災害時の緊 急的な応急対策に関 する協定
58	平成28年6月24日【森林管理課】	治山・林道施設等における災害時の緊急対策に関する災害協定	沖縄県森林土木協議会	災害対策基本法第2 条第1項に規定され る風水害、地震、津 波等の災害が発生し た場合等に応急対策 を実施する
59	平成29年3月22日 【道路管理課】	災害時における沖縄県土木 建築部所管橋梁の災害応急 対策業務の支援に関する協 定	(一社)プレストレス ト・コンクリート建設 業協会九州支部	(1)橋梁の被災状況 調査及び報告(2)技 術的な助言・提案
60	平成29年3月29日 【下水道課】	災害時における沖縄県内の 下水道管路施設の復旧支援 協力に関する協定	(公社)日本下水道 管路管理業協会	災害時における沖縄 県内の下水道管理の 復旧支援協力
61	令和2年4月1日 【技術・建設業課】	災害時における沖縄県土木 建築部所管施設の災害復旧 支援業務に関する協定	(一社)沖縄県測 量建設コンサルタ ンツ協会	災害発生時の緊急 的な調査、測量、設 計等の協力
62	令和2年12月18日 【道路管理課】	災害時における停電復旧作 業等の連携に関する協定	沖縄電力(株)	災害に伴う大規模停 電発生時、県が停電 復旧作業を支援する 協定
63	令和2年12月18日 【道路管理課】	災害時における通信障害復 旧作業等の連携に関する協 定	西日本電信電話(株)	災害に伴う大規模通 信障害発生時、県が 通信障害復旧作業を 支援する協定

# <物資供給等に関する協定>

No.	締結日			
	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】			
64	平成21年1月22日	大規模災害時における生鮮	沖縄協同青果㈱	災害時における生鮮

NI.	締結日			
No.	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】		か中かロノし	励足り似安
	【中央卸売市場】	   食料品の調達に関する協定		 食料品の確保
65	平成22年9月7日	災害時おける応急生活物資	沖縄県生活協同組	応急生活物資の調
0.5	【防災危機管理課】	供給等に関する基本協定	合連合会	達、安定供給、輸送
	【例》《八世/风音》至[[]			業務、医療・保健活
				動、ボランティア活
				動、生活情報の収
				集•提供
66	平成22年9月7日	災害時における物資の供給	(株)沖縄ファミリー	応急生活物資の提供
	【防災危機管理課】	に関する協定	マート、(株)ファミリ	
			ーマート、(株)ロー	
			ソン沖縄、(株)ロー	
			ソン	
67	平成23年1月17日	災害時における徒歩帰宅困	(株)壱番屋、(株)オ	帰宅困難者へのトイ
	【防災危機管理課】	難者支援に関する協定	ートバックスセブ	レ、飲料水、災害情
			ン、(株)沖縄ファミリ	報等の提供
			ーマート、(株)ココ	
			ストア、(株)モスフ	
			ードサービス、(株)	
			ローソン沖縄、(株)	
	7.404K0000		吉野家、	
	平成24年9月3日		(株)ダスキン	
68	平成25年3月19日	災害時における被災者に対	イオン琉球(株)	一時避難所、水道
	【防災危機管理課、	する防災活動協力に関する		水、トイレ、災害情報
	消費・くらし安全課】	協定		等の提供、食料・生活物の第一次は
				活物資等の調達・提 供
	平成25年5月20日	災害時における高圧ガス供	(一社)沖縄県高圧	避難所へのLPガス
再掲	【産業政策課】	給に関する協定	ガス保安協会	供給、医療用ガスの
(31)				供給
69	平成25年9月5日	災害時における民間賃貸住	沖縄県宅地建物取	災害時における応急
	【住宅課】	宅の被災者への提供に関す	引業協会	借り上げ住宅として提
		る協定	全日本不動産協会	供可能な民間賃貸住
			沖縄県支部	宅に関する情報提供
	平成29年12月19日		全国賃貸住宅経営	
			者協会連合会	
70	平成26年7月17日	災害時等におけるガソリン等	沖縄県石油商業組	燃料の供給を中核給
	【産業政策課】	燃料の供給に関する協定	合	油所及び小口輸送拠
				点で実施する協定
71	平成26年10月24日	災害時における愛護動物の	(公社)沖縄県獣医	災害時の愛護動物救
	【自然保護課】	救護に関する協定	師会	護の実施と支援の協
				力

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
72	平成27年12月15日 【交通政策課】	災害時における物資等の緊 急輸送に関する協定書	(公社)沖縄県トラック協会	災害時における物資 等の緊急輸送に関す る協定書
73	平成28年3月18日【交流推進課】	災害時における外国人支援 に関する協定書	(公財)沖縄県国際 交流・人材育成財 団	災害時における外国 人支援(相談への多 言語対応)に関する 協定書
74	平成28年3月28日【衛生薬務課】	災害時における棺及び葬祭 用品の供給等の協力に関す る協定書	沖縄県葬祭業事業協同組合、全日本葬祭業共同組合連合会、協同組合全沖縄葬祭業	広域火葬を円滑に実施するために、葬祭 業関係事業者との協定
75	平成29年2月13日【企画調整課】	沖縄県と大塚製薬株式会社 との包括的連携協定の締結	大塚製薬(株)	(災害対策)大規模災 害発生時における食 料・飲料の提供
76	平成29年8月18日 【消費・くらし安全課】	災害における物資の保管等 に関する協定	(一社)沖縄県倉庫 協会	災害時の救援物資の 保管及び専門家の派 遣に関する協定
77	令和元年8月9日 【消費・くらし安全課】	災害時における炊き出しに関 する協定書	沖縄県出店業事業協同組合	災害時における食材 の確保、食材及び調 理機材の避難所等炊 き出し実施場所への 運搬、炊き出しの実 施

# <庁舎の代替使用に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要	
78	平成24年1月17日 【名護警察署】	災害時における沖縄県名護 警察署代替施設としての名 護市学園都市形成施設の利 用に関する協定	名護市長	名護警察署庁舎が機 能不全となった場合 の代替施設使用に関 する協定	
79	平成24年6月22日 【本部警察署】	大規模災害発生時における 沖縄県本部警察署代替施設 としてBELBEACHGOLF場内 コンペルームの使用に関す る協定	(株)沖縄大和地所	本部警察署庁舎が機能不全となった場合の代替施設使用に関する協定	
80	平成25年8月22日 【糸満警察署】	大規模災害時における沖縄 県立糸満青少年の家を沖縄 県糸満警察署代替施設とし て使用することに関する協定 書	学校法人KBC学 園(沖縄県立糸満 青少年の家指定管 理者)	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定	

81	平成25年12月5日 【宜野湾警察署】 平成26年5月9日	大規模災害時における沖縄 県宜野湾警察署代替施設と して沖縄県農業協同組合宜 野湾支店3階及び4階ホール の使用に関する協定 大規模災害時における沖縄	沖縄県農業協同組 合宜野湾支店	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定 大規模災害発生時に
	【与那原警察署】	県与那原警察署代替施設として沖縄県農業協同組合大 里支店が管理する農業団地 センターの3階パソコン室を 使用することに関する協定書	合大里支店	おける警察署代替施設に関する協定
83s	平成26年5月19日 【嘉手納警察署】	大規模災害発生時における 沖縄県嘉手納警察署代替施 設として読谷村文化センター 講座室の利用に関する協定 書	読谷村	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定
84	平成26年11月18日 【八重山警察署】	大規模災害時における石垣 島土地改良区中央管理事務 所を沖縄県八重山警察署代 替施設として使用することに 関する協定書	石垣島土地改良区	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定
85	平成27年9月2日 【名護警察署】	津波時における建築物の一 時使用に関する協定	ホテルルートイン名護	津波時における名護警察署の一時避難場所として建物の一部提供に関する協定
86	平成28年8月23日【那覇警察署】	大規模災害時における警察 署代替施設としての消防庁 舎活用に関する協定書	那覇市	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定
87	平成30年7月5日 【那覇警察署】	大規模災害発生時における 警察署代替施設としての沖 縄県農業協同組合真和志店 活用に関する協定書	沖縄県農業協同組 合真和志支店	大規模災害発生時に おける警察署代替施 設に関する協定
88	平成30年9月9日【うるま警察署】	災害時等における支援協力 に関する協定	(株)ぬちまーす	大規模災害発生時に おける警察署の活動 拠点として施設の一 部利用に関する協定
89	平成30年11月21日 【うるま警察署】	災害時等における支援協力に関する協定	AJリゾートアイラン ド伊計島	大規模災害発生時に おける警察署の活動 拠点として施設の一 部利用に関する協定
90	令和元年6月6日 【名護警察署】	災害時における屋部駐在所 の代替所設置に関する協定	(株)福本組	大規模災害発生時に おける駐在所の代替 利用に関する協定
91	令和元年7月31日 【名護警察署】	災害時における屋我地駐在 所の代替所設置に関する協 定	名護市	大規模災害発生時に おける駐在所の代替 利用に関する協定

<その他>

No.	締結日			
	(改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】			

No.	締結日 (改正日等)	協定名称	締結先	協定の概要
	【所管課等】	肠足行物	水中水戸プロ	励足り既安
92	昭和54年7月3日	下地島空港及びその周辺に	沖縄県立宮古病院	下地島空港における
	【空港課】 平成17年12月27日	おける消火救難活動に関す る協定書	   宮古島市	消火救難活動
93	平成10年6月1日	南大東空港及びその周辺に	琉球エアーコミュ	南大東空港における
	【空港課】	おける消火救難活動に関す	ーター(株)	消火救難活動
0.4	平成26年2月28日	る協定	南大東村消防団	
94	平成15年4月1日 【空港課】	空港消火救護活動に関する 協定書・覚書	与那国消防団	空港における消火救 難活動
95	平成23年4月1日	石垣空港における消火救難	石垣市消防本部	新石垣空港における
0.0	【空港課】	活動に関する協定書		消火救難活動
96	平成23年7月1日 【空港課】	下地島空港における消火救 難隊に関する協定	大阪航空局下地島 空港出張所	下地島空港における 消火救難活動
97	平成24年4月1日	栗国空港における消火救難	栗国村消防団	空港における消火救
	【空港課】	活動に関する協定		難活動
98	平成26年2月5日 【空港課】	下地島空港消火救援隊に関 する協定	下地島空港施設 (株)、(一財)航空機	下地島空港及びその 周辺における航空機
	(土代味)	9 分	安全運航支援セン	事故、火災その他の
			ター下地島事務所	災害に際し、各関係
	平成26年2月17日		オールニッポンへ	機関との連携を強化して消火救難活動を
			リコプター(株)、全日空空輸(株)フライ	実施する
			トオペレーションセ	
			ンターオペレーショ	
00	平成26年6月1日	<u> </u>	ンサポート部	新石垣空港における
99	平成20年0月1日 【空港課】	新石垣空港消火救難隊に関 する協定書	石垣市消防本部、 全日空輸(株)、JTA	新石坦空港における 消火救難活動
		, - ,	サザンスカイサー	
			ビス(株)、日本トラ	
			ンスオーシャン航空(株)、石垣空港タ	
			ーミナル(株)、(株)	
			りゅうせき	
100	平成27年3月30日	南大東空港及びその周辺に	那覇航空測候所	南大東空港における
	【空港課】	おける緊急事態対応活動に		緊急事態対応活動の
101	平成29年2月7日	関する協定 沖縄県と東京海上日動株式	東京海上日動(株)	協力体制の確立 (災害対策)地域の防
101	【企画調整課】	会社との包括的連携協定	· 水水中工口 到(////	災力強化に向けた人
				材育成の取り組み
102	平成29年4月1日 【空港課】	慶良間空港及びその周辺に おける消火救難活動に関す	エクセル航空(株)	慶良間空港における
	【工作味】	わける何外教無凸動に関する協定		消火救難活動
103	平成29年5月25日	宮古空港及びその周辺にお	宮古島市消防団	宮古空港における消
	【空港課】	ける消火救難活動に関する		火救難活動
104	平成29年7月1日	協定 粟国空港及びその周辺にお	エクセル航空(株)	栗国空港における消
101	【空港課】	ける消火救難活動に関する	2 -7 /Julia (PN)	火救難活動

No.	締結日			
110.	(改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	N// H WK 4 2	協定		
105	平成29年8月1日 【空港課】 平成29年12月1日	久米島空港における消火救 難活動に関する協定書	久米島町消防本部 久米島空港ターミ ナルビル(株)、沖 縄綜合警備保障 (株)、日本トランス オーシャン航空 (株)、JALスカイエ	空港における消火救難活動
106	平成29年8月22日【空港課】	北大東空港及びその周辺に おける消火救難活動に関す る協定	アポート沖縄(株) 琉球エアーコミューター(株)	北大東空港における消火救難活動
107	平成29年10月31日 【空港課】	制限区域内における警察車両の使用に関する協定書	八重山警察署	波照間空港における 制限区域内の警察車 両使用
108	平成29年12月1日 【空港課】	慶良間空港消火救護活動に 関する協定書	座間味村消防団	航空機事故等緊急事 態の消火救難活動
109	平成29年12月15日 【空港課】	波照間空港消火救難活動に 関する協定書	竹富町消防団団長	空港における消火救 難活動
110	平成30年12月21日【本部警察署】	大規模災害及び突発重大事 案発生時における支援協力 に関する協定	(名)水納海運	大規模災害や突発重 大事案等が発生した 際、離島である水納 島で警察活動が必要 になった場合は、水 納海運所有の船舶を 使用し、同島におけ る警察活動を実施で きる。
111	平成30年12月27日 【観光政策課】	観光危機管理に関する協定	(一財)沖縄コンベ ンションビューロー	沖縄県観光危機管理 基本計画に基づき、 観光危機管理の取組 に係る支援、相互協 力等
112	令和元年12月1日 【空港課】	多良間空港及びその周辺に おける消火救難活動に関す る協定	多良間村消防団	多良間空港における消火救難活動
113	令和元年12月1日 【空港課】	多良間空港消火救難隊に関する協定	JALスカイエアポー ト沖縄(株)、宮古ビ ル管理(株)	多良間空港における 消火救難活動
114	令和元年12月25日 【防災危機管理課、 警察本部警備部警 備第二課】	災害等発生時における施設 使用等に関する協定	沖縄県遊技業協同 組合	災害又は大規模な被 害を伴う事件事故が 発生した場合におけ る、災害救助活動及 び被災者支援に関す る協定

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
115	令和2年3月19日 【空港課】	北大東空港その周辺における消火救難活動及び全ての 緊急事態に関する協定	北大東村消防団	北大東空港における消火救難活動
116	令和2年7月31日 【企画調整課】	沖縄県と日本郵便株式会社との包括的連携協定	日本郵便(株)	・避難所・仮設住宅への郵便物・荷物の配達 ・被災地域の郵便局 休業日における臨時窓口の開設 ・被災者の救助活動を行う団体への災害 義援金などの現金書留郵便物料金免除
117	令和2年8月3日 【企画調整課】	沖縄県とあいおいニッセイ同 和損害保険株式会社との包 括的連携協定	あいおいニッセイ 同和損害保険(株)	避難所における新型 コロナウイルス感染症 対策に係る対応方針 等の診断

<sup>※</sup>県有施設に係る避難施設としての利用に関する協定については割愛する。

### 14 自衛隊災害派遣の様式

### ○災害派遣要請書様式

	第年	月	<del>号</del> 日
陸上自衛隊第 15 旅団長 様			
	沖縄県	知事	
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)			
自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 (1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間 年 月 日( 時 分)から災害応急対策の実施が終了する	までの間	<b>1</b>	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1)活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

### ○災害派遣撤収要請書様式

							第年	月	号日
陸上自衛隊第 15 旅団長 様									
							沖縄県	:知事	
É	衛隊の多	災害派	遣部隊の	撤収に	こついて				
自衛隊法第83条の規定によ	り要請し	した派	遣部隊に	こついて	、下記の	とおり打	散収を要	請しま	す。
			記						
1 撤収要請日時 年 月 日	時	分							
2 派遣された部隊									
3 派遣人員及び従事作業の内	內容								
4 その他参考となるべき事項	(m)								

#### ○災害派遣要請要求書様式

					第年	月	号日
›뉴V田IE kn 큠	<del>1</del> 25				7	Л	Н
沖縄県知事	様						
				市町村長			
	自衛隊の災	災害派遣要	請について				
災害対策基本法第 68 条の 2 🕫	対定により	、下記のる	とおり自衛	隊の災害派遣	豊要請を要	求しま	す。
		記					
1 災害の状況及び派遣を要請 (1)災害の状況	青する事由						
(2) 派遣を要請する事由							
2 派遣を希望する期間 年 月 日( B	寺 分)が	いら災害応急	急対策の実	施が終了する	るまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活 (1)活動希望区域	<b>舌動</b> 内容						
(2)活動内容							
4 その他参考となるべき事項	im.						

### ○災害派遣撤収要請要求書様式

				<i>\$</i> \$		
				第 年	月	与 E
沖縄県知事	様					
		<del>†</del>	町村長			
	自衛隊の災	害派遣部隊の撤収につい	~			
年 月 下記のとおり撤収要請る		号により要求した自復	新隊の災害派遣要	請につ	いて、	
		記				
1 撤収要請日時 年 月	日時	分				
2 派遣された部隊						
3 派遣人員及び従事作	業の内容					
4 その他参考となるべ	ぐき事項					

# 15 災害派遣(急患空輸)要請書

派	貴要請者	沖縄県知事	<b>F</b>	要請時刻			月	日		:	
空	至輸区間				~	那覇	<ul> <li>石垣</li> </ul>		空港		
	氏名					性別	男・女		年齢		
	*				4	<b>上年</b> 月日	$M \cdot T \cdot S$	• н	年	月	日
	病名										
		意識		出血		至急入院	の必要性	-	至急手術	の必要	性
患		有 • 無		有 • 無		有	無		有	• 無	
者		○空輸関係者は	ご感染す。	る恐れがある症	気を	保有して	いるか。				
	病状	病名(		有 •	無	<b>•</b>	不明				)
		○感染対策とし	て必要	な事項があれば	だ記入	ください	•				
		その他(	,	マスク ・ 『	方護マ	<i>、</i> スク・	ゴム手织	Ż			)
		その他 (特異事項)									
付		氏名(※)	年齢	続柄		氏名	(※)		年齢	続	柄
添者等	1				2						
泺		氏名(※)	•	所属症	院	添	乗場所		連絡	先	
<u>添</u> <u>乗</u> <u>医</u>	1)					那覇	・離島				
師	2					那覇	・離島				
看		氏名(※)		所属症	院	添	乗場所		連絡	先	
但 護 師 等	看護師 その他	币・助産師・救急 也 (	救命士 )			那覇	・離島				

<sup>※</sup> 氏名についてはカタナカで記載

# 記録欄

師の	乗医 の移 助	rin.	・タクシー ・その他 (		社名:		、番 )	号	)		到	着予定時	刻		:			
			名 称				差出	出機関			バッテ の必要			従×横 ※2)	×幅)	重量	(k	g)
医	レ	ギュレ	ノーター	要・	不要	ヘリ隊	¢·本島	病院	・離島病院	ž L								
療	ベッ	ドサイ	'ドモニタ -	要・	不要	ヘリ隊	¢·本島	病院	・離島病院	Ĺ								
器具	半	自動隊	<b>涂細動器</b>	要・	不要	ヘリ隊	¢·本島	病院	・離島病院	É								
	シ	リンシ	ジポンプ	要・	不要	本	島病院	記・離!	島病院									
	その	也 (	)	要・	不要	ヘリ隊	Ŕ·本島	病院	・離島病院	í								
	<b></b> 表ボ ベ	(要	·不要)【	本使	用】	現均	也気象		風速:		m Э	₹候:		視界:	kı	n		
航	空機運	航上	考慮する事	項														
派	貴要請	者			沖縄	県			機	種	Ì		X	機(	Ę	号機)		
要	請日明	寺	年	月	日	時	分		派道	量日目	庤	年	月	F	眹	<b>弟</b> 分		
決	裁日	寺	年	月	目	時	分		終	门目	寺	年	月	F	時	<b>分</b>		
	市町	村名	(市町村長	名)														
	.地診療 送元症									請 分体等								
	担 当									坐								
		E L							連	Т	EL							
連 絡 先	F	ΑX							連 一 絡 一 先	F	АХ							
Ę	患者住	所																
添	乗者信	主所																
			要請明	詩刻								航空機	軍航師	寺刻				
Ē	離島医 決定	師の打 定時刻				時	分	フ・	ライトプ 受領時刻			時	分		=	予定時刻	[]	
離島	医師な		島医師 刻			時	分		那覇離陸	9		時	分			B	寺	分
離島	医師 依頼		i体等に 刻			時	分		現地着陸	1		時	分			Ħ	寺	分
飛			報時刻			時	分		現地離陸	i i		時	分			B	寺	分
自治	i体等z AXs		へのF 刻		時	分		那覇着陸	à		時	分			B	寺	分	
	hから F A X	自衛隊	たへの			時	分	救	文急車の手	配		時	- 5	) (担当	当:		)	
		先病										病院	収容	時刻		B	寺	分

### 16 災害報告様式及び記入要領等

災害即報様式第1号 災害概況即報

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名					
報告者名					

災害	名		(第	報)								
	発生場所	Í					発:	生日時	月	日	時	分
災												
害												
の												
概												
況												
						1		T				
	云海老	死 者	人	不 明	人	<i>I</i>	÷	全場	壊 棟	一部	破損	棟
	死傷者	負傷者	人	計	人	住	家	班場	複 棟	床上	浸水	棟
被		I		*住家につ	いて、	激甚	波災地	也は倒壊	家屋数の	報告で	よしとす	<sup>-</sup> る。
害												
の												
状												
況												
	被害集中	中地域 …										
応												
応急対策の												
策の												
状況												
况												

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」 等) 記入して報告すれば足りること。)

#### 災害即報様式第2号

### 被害状況即報

市	町村名							区	分		被	害			区	分			被	· [	Ē								
		巛中	<i>₽</i>				ш	流失	・埋没	ha			公	並	文 教	施	設	千円				,,,	1. 設	置	年	月	日	時	分
災	害 名	災害					田一	冠	水	ha			農	林力	く産業	<b>É</b> 施	設	千円				災害	2. 廃	止	年	月	日	時	分
報	告番号	第		報			Lee	流失	・埋没	ha			公	共	土木	施	設	千円				対							-
		(	月	日 時現在)			畑-	冠	水	ha			そ	の他	の公言	共施	設	千円				策士	3. 避	難状沙	2				
±π	H- H. H						文	教	施設	箇所			小				計	千円				部	4. 応	援要請	青の相	既要			
致	告者名						病		院	箇所				農	産	被	害	千円				設		. <del>/-</del>	<del></del>				
	区	分		被	害		道		路	箇所				林	産	被	害	千円				置・	5. 心	急措置	100月	沈安			
1	死	者	人			そ	橋	り	ょう	箇所			そ	畜	産	被	害	千円				措	6. 救	助活動	カの村	既要			
人的被害	行方不		人				河		Ш	箇所				水				千円				置状		as like a	~ 뉴뉴 ㅁ	<del>,,</del>			
被害	負 傷 者 軽	傷	人				港		湾	箇所			の	商	工.	被	害	千円				況	1. 2	の他の	ノ措頂	重			
	著 軽	傷	人				砂		防	箇所			t la																
			棟		(	の	清		施設	箇所			他										L						
	全	壊	世帯			-	が	け	崩れ	箇所														助					・無
			人				鉄		不通	箇所			414	· ~	D			千円						出動					
	NA	i <del>sts</del>	棟		1	他	被	害	船舶	隻戸			被					千円				消	的団員	出動	延 ク	、 数	人		
住	半	壊	世帯			-	水電		道 話	回線					発生														
			棟			•	電電		気	戸					《害発														
家	一部	础 揖	世帯			-	ガ		スス	戸					後害の種														
被	ր	70人 7只	人					7 00	<u>^</u> ク塀等				/-110		5急対策														
			棟				<i>,</i>	_ /	/ m 寸	四//			備	]	1 9 7														
害	床上	浸 水	世帯																· 救助		防機関	目の活	5動状	兄					
	71. 44		人																の状況	2									
			棟			ŋ	災	世	帯数	世帯			考					置状沉											
	床下	浸水	世帯			ŋ	<u> </u>		者 数	人									への応		請、瓦	法接法	5動の	伏況					
			人			火	建		物	件									、出動										
非	公共	建物	棟			火災発生	危	陊	き 物	件					• 災	害ボ	ラン	ティア	の活動	狀況									
非住家	<b>2</b> σ	)他	棟		<u> </u>	生	そ	0.	他	件																			
	1 被生	類け省	略でき	るものとす	ス																								

- 注1 被害額は省略できるものとする。
- 注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

#### 災害報告様式第1号

### 災害確定報告

市	町村名							区	分			被	害			]	X	分			被	害								
461		災害	[名					流步	ト・埋	没	ha			1	公	立文			子P	9			1	1. 設	置	年	月	日	時	分
災	害 名						田	冠		水	ha				農	林水	産業	施設	t 千P	9			_ 災 害	2 庭	止	年	日	日	時	分
	•		月	日	時確定			流失	ト・埋	没	ha			-	公	共 土	: 木	施部	ž 千P	9				2.76	-11-	ı	/1	Н		73
確	定年月日						畑	冠		_	ha			-		の他の			_				策士	3. 避	難状沙	2				
							文				師			1	小			計	-	_			本 部	4. 広	援要詞	きの概	要			
報	告者名						病				師					農	産 初		_				設							
	区	分		被	害		道			路色	ᇑ				İ	林点	産 初	皮	_				置・	5. 応	急措置	置の概	要			
	死	者	人			そ	橋	ŋ	ょ	う値	ᇑ			ر ا	そ	畜 声	産 初	皮	千	9			措	6. 救	助活動	かの概	要			
人的	行方不同	明者	人				泂			川値	ᇑ					水点	産 被	皮	千円	9			置							
人的被害	負 傷 者 軽	傷	人				港			湾色	ᇑ				カ	商	工 袓	皮	千円	9			─     況	7. ~	の他の	)措置				
	· 養   軽	傷	人				砂			防管	ᇑ																			
			棟			の	清	掃	施	設値	ᇑ			]	也															
	全	壊	世帯				が	け			ᇑ													害救				用	有	• 無
			人				鉄	道			ᇑ					そ	$\mathcal{O}$	他	_	9			_	防職員				人		
			棟			他	被	害			隻				被	害	総	額	千円	9			消	的団員	出動	延人	数	人		
住	半	壊	世帯				水				戸					災害	発生場	ᇑ												
			人			_	電				回線																			
家			棟				電				戸					災害	発生年	三月日												
444	一部硕	支 損	世帯			_	ガ				戸			4																
被			人				ブ	ロッ	ク塀	等 [	ᇑ			_   ſ	備	災害の	の種類	[概況												
害	<del>                                      </del>	ما⊷ ∃	棟			-																								
	床上浸	文 水	世帯													消防机	幾関の	活動	状況											
			棟			Ŋ	災	411-	帯	数世	世帯			$\perp \mid_{\bar{s}}$	考															
	床下浸	<b>⋾</b> 水	世帯			b b					人			4		その作	也(遊	鑵の	勧告・	指示	の状況	2)								
	/N 1 13	< /I\	人			l í	建				件			1																
非	公共是	車 物	棟			災災	危				件			1																
住家		他	棟			火災発生	そ				件			$\dashv \mid$																
	1 被宝物			710	1 1-7	1	_ `							⊥ L																

- 注1 被害額は省略できるものとする。
- 注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

	T			[
学 校 名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
			111	
計				
司				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

- 366 -

			11:	<u>」町刊名(                                    </u>
被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

- 注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
  - 2.「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

				市町村名	(	)
管 理 者 (市 町 村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備	考
				千円		
計						

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
  - 2.「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
  - 3.「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

# その他の公共施設被害

市町村名( 管 理 者 (市 町 村) 位 置 被害程度 考 被害施設名 被害金額 千円 計

市町村名()

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備	考
	ha	ha	t	円	千円		
							·
# H							

### 2. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注1.「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

市町村名( )

林 産 物 等 名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

#### 2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

- 注 1.「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
  - 2.「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

- 371 -

市町村名 ( )

家 畜 等	被害数量	単 価	被害金額	備考
			千円	
計				

### 2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

規模	隻 数	被害程度	被害金額	備    考
トン			千円	

#### 2. 漁具被害水産物等被害

種類	被害数量	被害金額	備考
トン		千円	

#### 3. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
トン			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
  - 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

- 373 -

			113.37.12.17
被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			
П			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

- 374 -

火	善報告棣式第 2	方					市町村	<b>#</b> 夕(	)
	災害名						11111111	141 (	
区	分 発生年月日								
人	死 者	人							
人的被害	行方不明者	人							
害	負傷者 重 傷 軽 傷	人人							
_	***	棟							
	全 壊	世帯							
		人							
住		棟							
1	半 壊	世帯							
家		人							
<b>*</b>	一部破損	棟 世帯							
2d2	보는 XM 네티	人							
被		棟							
	床上浸水	世帯							
害		人		-					
	4	棟							
	床下浸水	世帯							
-	☆ 公共建物	棟							<del>                                     </del>
非	住家 その他	棟							<del>                                     </del>
	流失・埋没	ha							
	田 冠 水	ha							
	流失・埋没	ha							
	心 小	ha							
そ	文 教 施 設	箇所							
	病 院 道 路	箇所 箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
の	港湾	箇所							
0)	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	が け 崩 れ 鉄 道 不 通	箇所							
	鉄道 不通被害船舶	箇所 隻							
他	水道	 戸							
	電話	回線							
	電 気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
٠٨٠	建     物       災発生     危険物	件件							
	その他	件							
ŋ	災世帯数	世帯							
ŋ	災 者 数	人							
公	立文教施設	千円							
	林水産業施設	千円							
公っ	共土木施設 の他の公共施設	千円							
~	の他の公共施設 農産被害	千円							
そ	林産被害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
の	水 産 被 害	千円							
他	商工被害	千円			-		-		
ماريا	その他	千円							
被	害総額	千円	□ □ n+ ハ	□ □ n+ ハ	П н н+ V	П н н+ v	П н н+ V		
災	害対策本部 設 解	置 散	月日時分月日時分	月日時分	月日時分月日時分	月日時分月日時分	月日時分月日時分	月日時分月日時分	
<b>555</b>	害救助法		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	防職員出動延人数	人	13 1/1/	13 1/1/1	13 ////	13 1/1/1	13 ////	13 7///	
	防団員出動延人数	人							

### 災害即報様式第1号の記入要領

	発 生 場 所 発 生 日 時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。									
災害		風 水 害 降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石 流等の概況									
0	     災害種別概況	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況									
祝 況	火音準別似化	k 山 噴 火 噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況									
		その他これらに類する災害の概況									
被	害の状況	況 当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的 記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと									
応急	急対策の状況	当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた措置 について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を 行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。									

### 災害即報様式第2号の記入要領

各	被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、 被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断 水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災党	害 対 策 本 部 置 の 状 況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避	難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応	援 要 請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項に ついて報告するものとする。
応急	急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救急	急活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
***	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
備	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
- 有 	災害の種類概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
[tal]	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

# 17 災害危険箇所等一覧

### 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況 (事務所別危険区域一覧)

#### (1) 河川

		危険予想区域の	予想され	る被害の程度
	所管土木事務所	流路延長(m)	家屋(棟)	面 積 (ha)
重	北部土木事務所	27, 300	4, 033	930. 1
重要水防区域内	中部土木事務所	31, 300	3, 140	476, 0
防	南部土木事務所	31, 800	14, 911	943. 5
域点	八重山土木事務所	9, 000	677	885
P 3	計	99, 400	22, 761	3, 234. 6
重	北部土木事務所	3, 900	51	80. 6
重要水防区域外	中部土木事務所	4, 100	154	41. 4
防	南部土木事務所	2, 600	1, 057	144. 9
域以	八重山土木事務所	1, 800	0	105. 6
21	計	12, 400	1, 262	372. 5

#### (2) 海岸

	所管土木事務所	危険予想区域の	予想され	る被害の程度
		流路延長(m)	家 屋 (棟)	面 積 (ha)
重	北部土木事務所	20, 151	2, 437	52. 95
重要水防区域内	中部土木事務所	8, 004	504	83. 5
/ 防豆	宮古土木事務所	1, 585	228	35. 0
域点	八重山土木事務所	6, 237	275	8. 21
Y J	計	35, 977	3, 444	179.66
	北部土木事務所	6, 575	122	30. 1
重	中部土木事務所	4, 448	83	35. 6
女水	南部土木事務所	5, 016	380	25. 7
重要水防区域外	宮古土木事務所	500	0	3
外外	八重山土木事務所	730	29	2. 7
	計	17, 269	614	97. 1

出典:平成26年度沖縄県水防計画

### 土砂災害危険箇所の現況(市町村村別危険箇所数一覧)

		=	上砂災	災害危	<b>上</b> 険箇	<b></b>				土砂	災害警	戒区域	く等の指	定状》	2	
+-			:石流 険渓			斜地尾 除箇月		地 す	計		土石	流	急傾斜 の崩		地》	骨り
市町村名	計	I	П	Ш	Ι	II	Ш	べり危険箇所	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
那覇市	85	2	0	0	65	2	0	16	95	0	2	0	78	0	15	0
宜野湾市	22	0	0	0	18	4	0	0	23	0	0	0	22	0	1	0
石垣市	5	1	0	4	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0
浦添市	41	0	0	0	30	8	0	3	52	0	0	0	48	0	4	0
名護市	245	31	21	13	71	108	0	1	298	0	71	0	226	0	1	0
糸満市	10	0	0	0	8	0	0	2	13	0	0	0	10	0	3	0
沖縄市	46	0	0	0	33	3	0	10	48	0	0	0	38	0	10	0
豊見城市	30	0	1	0	21	4	0	4	27	0	1	0	23	0	3	0
うるま市	33	2	0	0	25	4	1	1	32	0	1	0	29	0	2	0
宮古島市	4	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
南城市	48	11	2	1	13	3	0	18	58	0	16	0	22	0	20	0
国頭村 大宜味村	72 75	25 23	1 2	0	36 39	9	0	1	85 85	0	27 26	0	57 59	0	1	0
東村	24	∠3 5	2	0		11	0	0	39	0	7	0	32	0	0	0
今帰仁村	23	7	4	0	11	6	0	0	29	0	1	0	18	0	0	0
本部町	86	16	8	2	19	41	0	0	101	0	11 32	0	69	0	0	0
恩納村	15	11	2	0	0	2	0	0	26	0	13	0	13	0	0	0
宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0
伊江村	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
読谷村	11	0	0	0	8	3	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0
嘉手納町	6	0	0	0	6	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0
北谷町	20	0	0	0	18	2	0	0	21	0	0	0	20	0	1	0
北中城村	20	1	0	1	8	5	0	5	23	0	2	0	15	0	6	0
中城村	30	9	1	1	2	7	0	10	30	0	8	0	13	0	9	0
西原町	22	1	0	1	9	4	0	7	24	0	2	0	14	0	8	0
与那原町	9	5	0	0	0	0	0	4	9	0	5	0	0	0	4	0
南風原町	12	1	0	0	6	1	0	4	16	0	1	0	10	0	5	0
渡嘉敷村	7	2	0	0	4	1	0	0	7	0	2	0	5	0	0	0
座間味村	5	2	1	0	2	0	0	0	5	0	3	0	2	0	0	0
栗国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	9	3	2	0	2	2	0	0	9	9	5	5	4	4	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	9	3	2	0	3	1	0	0	10	0	6	0	4	0	0	0
八重瀬町	1	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0
多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹富町	4	2	0	0	2	0	0	0	9	0	3	0	6	0	0	0
与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,032	163	50	23	465	242	1	88	1,202	9	250	5	858	4	94	0
									(1,172)	(9)	(248)	(5)	(843)	(4)	(81)	(0)

※合計欄の下段(カッコ内の数値)は、複数の市町村への重複を控除した数値を表します。

### 山地荒廃の現況(山地災害危険地区一覧)

#### (1) 山腹崩壊危険地区

(1)	山腹崩塌	別山澳工	型区.							
	危険地区	7番号	保安林	面積	治山事業	位.	置		直接保全效	<b> </b>   象   か   か   か   か   か   か   か   か   か
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
1								八本)————————————————————————————————————	乙六旭以	
1	219	10	無	1	無	うるま市	石川美原			県道
2	106	10	"	2	IJ	宮古島市	平良大神	22	2	市道
3	101	10	"	1	"	石垣市	新川		1	農道
4	]]	20	]]	5	"	]]	登野城	5		]]
5	]]	30	]]	3	"	"	平得	10	1	県道
							十行		1	
6	"	40	"	7	IJ	11	川平	25	1	市町村道
7	"	50	"	4	"	IJ	桴海	15	1	県道
8	IJ	60	"	8	]]	]]	平久保	20	1	IJ
9	]]	70	]]	3	"	]]	登野城	22	1	県道・農道
10	"	80	"	2	IJ	11	桃里	20		国道・農道
11	"	90	"	3	"	"	"	23	1	JJ
12	IJ	100	"	2	]]	]]	桴海			県道・農道
13	]]	110	]]	3	11	]]	川平			県道
								00		
14	309	10	IJ	3	一部既成	名護市	源河	29		農道
15	"	20	"	5.4	未成	"	世富慶	74	1	県道
16	"	30	有	5	"	IJ	数久田	89	1	11
17	]]	40	"	2	"	]]	許田	49	_	国道
									<del> </del>	
18	"	50	"	1	IJ	"	辺野古	13	ļ	市町村道
19	"	60	"	3	IJ	IJ	大浦	42	1	県道
20	"	70	IJ	1.8	一部既成	"	三原	28	2	<i>)</i>
21	]]	80	無	0. 7	無	]]	旭川	3		市町村道
22	"	90	<i>II</i>		<i>II</i>	"	/ഥ/ II		<del> </del>	川川川川川
				2				8		
23	"	100	"	0.6	IJ	IJ	汀間	9		県道
24	"	110	"	2	"	"	後原	10		市町村道
25	]]	120	]]	0.9	一部既成	]]	源河	20	1	県道
26	"	130	"	1. 2	11	"	1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1//	20	1	市町村道
27	"	140	"	1.5	IJ	11	"	30		IJ
28	"	150	"	1.3	無	"	有津	7		JJ
29	IJ	160	"	1. 1	]]	]]	大川	6		IJ
30	]]	170	]]	1. 7	"	]]	JJ	20	1	]]
									1	
31	11	180	"	1. 1	"	"	楚久	12		県道・市町村道
32	"	190	"	2	"	"	"	13		市町村道
33	"	200	"	2.4	"	"	源河	25		JJ
34	]]	210	IJ	2. 2	"	]]	]]	16		]]
35	"		"		"	"	打間			国道
		220		2.8				15		
36	301	10	"	2	未成	国頭村	半地	23	1	IJ
37	"	20	有	2	一部既成	IJ	奥間	54	2	農道
38	IJ	30	無	4	]]	IJ	宇良	15		II.
39	]]	40	JJ	3. 8	"	]]	辺野喜	54	2	市町村道
40	11	50	有	5.4	"	"	宜名真	68	1	国道
41	"	60	無	6	無	IJ	JJ	38	1	IJ
42	"	70	有	6	一部既成	"	]]	40	1	国道・市町村道
43	11	80	無	2. 7	11	11	与那	102	1	市町村道
44	"	90			無	"	浜	22		国道
			"	2. 3					1	
45	"	100	IJ	3. 2	"	11	辺土名	23	1	市町村道
46	"	110	IJ	1.4	"	"	伊地	12		IJ
47	]]	120	]]	3. 1	]]	]]	"	21		IJ
48	"	130	"	1.7	"	"	謝敷	21		国道
								0.1	-	
48	11	140	"	1.4	"	"	宇嘉	21	1	"
50	"	150	"	1.3	"	"	奥		1	市町村道
51	"	160	]]	0.8	11	11	伊江	4		県道
52	]]	170	"	1	一部既成	"	宜名真	7	1	市町村道
				-						
53	11	180	"	0.6	無	"	辺戸	10	1	"
54	"	190	IJ	1	IJ	11	奥	20	1	IJ
55	"	200	IJ	1.7	"	11	佐手	20	1	JJ
56	]]	210	IJ	1. 3	"	"	謝敷	20	1	]]
57	"	220	"	1. 1		"	辺野喜	15		"
					一部既成				1	
58	"	230	IJ	1	無	11	宇嘉	20	1	IJ
59	]]	240	"	1.6	"	]]	楚洲	20	1	県道
60	11	250	"	1.6	"	11	伊部	10		市町村道
00	,,	200	.,	1.0	••	• *	L N HP	10		14.11.11 VE

	A. PA Life E	± नह ⊟	/n -t- 11		V/ 1 VII/s	11.		ı	+14·/n A 1·	1 A. 14-20.
	危険地区		保安林	面積	治山事業	位	置	1 <del>1 - 1 - 1   1   1   1   1   1   1   1   </del>	直接保全效	
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
61	301	260	無	1. 1	無	国頭村	安波	12		市町村道
62	IJ	270	IJ	1.7	"	IJ	11	20		JJ
63	IJ	280	IJ	1.1	IJ	"	IJ	12		IJ
64	IJ	290	IJ	1	"	IJ	JJ	25	4	県道
65	11	300	"	0.7	一部既成	"	与那	20		
66	IJ	310	"	1.6	無	11	桃原	50	1	市町村道
67	IJ	320	]]	1.1	11	"	奥間	12	1	IJ
68	IJ	330	"	0.9	"	]]	11	11		]]
69	IJ	340	"	2. 2	"	]]	]]	11		
70	IJ	350	]]	4. 7	"	]]	宇良	19	1	市町村道
71	]]	360	]]	2. 7	"	]]	"	1	-	国道
72	302	10	有	1	一部既成	大宜味村	田嘉里	21		- 県道
73	11	20	II.	1	II	ル	川川	15		市町村道
74	"	30	"	0.4	無	"	喜如嘉	20		川
75	"	40	"	0.4	<i>II</i>	"	一番 川 新	15	1	<i>''</i>
			"						1	
76	"	50		1.8	"	"	大兼久	80	2	国道
77	"	60	II for	1.8	IJ	11	大保	50	1	県道
78	"	70	無	1.9	<i>JJ</i>	11	白浜	24	1	市町村道
79	IJ	80	"	1.6	未成	11	津波	30	1	国道
80	IJ	90	IJ	2	無	IJ	田港	35	1	県道
81	IJ	100	IJ	1.5	IJ	11	塩屋	21		11
82	IJ	110	IJ	3.2	IJ	11	11	13		JJ
83	]]	120	"	2.6	"	"	根路銘	34	1	国道
84	IJ	130	]]	1.6	11	"	喜如嘉	15	1	市町村道
85	IJ	140	]]	1	"	]]	]]	15		]]
86	]]	150	]]	1.5	"	]]	饒波		1	
87	IJ	160	"	1. 2	"	]]	11	7	-	国道・村道
88	"	170	"	1.8	"	]]	"	25	1	市町村道
89	"	180	"	1.0	"	"	"	15		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
90	"	190	"	0.6	"	"	喜納	7		"
91	"	200	"	0.6	"	"	押川	12	1	"
			"				1年ノロ ル		1	<i>''</i>
92	"	210		1	"	"		6		
93	"	220	"	1.1	JJ	"	田港	6		県道
94	"	230	"	1.2	11	11	<i>II</i>	30	1	市町村道
95	IJ	240	"	1.7	"	IJ	大保	15	1	IJ
96	IJ	250	"	1.3	"	IJ	宮城	30	1	<i>II</i>
97	IJ	260	IJ	1.9	IJ	"	津波	15	1	国道
98	IJ	270	"	1.7	"	"	JJ	20		IJ
99	"	280	"	4. 5	"	"	上原			市町村道
100	"	290	"	1.1	"	"	安根	15		国道
101	303	10	"	2	一部既成	東村	宮城	29	1	県道
102	IJ	20	]]	0.5	未成	"	有銘	20		農道
103	IJ	30	"	0.4	無	]]	慶佐次	12	2	市町村道
104	]]	40	]]	0.6	"	]]	有銘	4	2	// // // // // // // // // // // // //
105	"	50	"	1.6	"	"	 	15	<u> </u>	"
106	"	60	"	2. 4	"	"	"	7		JJ
107	308	10	"	0.8	"	本部町	伊豆味	3	1	
107	JI	20	"	1.4	"	大口が回り	ア立外	J		市町村道
	"	30	"		"	"	"		1	川 川 1111111111111111111111111111111111
109 110	"	40	"	0.9	"	"	具志堅	10	1	<i>''</i>
								10	1	
111	"	50	"	0.9	"	"	謝花	15		11 / 12
112	]]	60	"	4.1	JJ	<i>))</i>	渡久地	222	3	県道
113	311	10	"	0.5	// 	恩納村	与久田	20	1	11
114	IJ	20	"	0.9	一部既成	"	真栄田			<i>JJ</i>
115	314	10	IJ	1.6	無	金武町	屋嘉			市町村道
116	315	10	IJ	4	一部既成	伊江村	東江上	324	1	11
117	359	10	11	5. 1	無	伊平屋村	田名			県道
118	IJ	20	IJ	4.8	IJ	11	"			JJ
119	221	10	有	1	未成	与那城町	桃原		1	農道
120	227	10	無	1	"	うるま市	勝連浜			県道
121	222	10	無	1	無	嘉手納町	水釜		2	市町村道
122	210	10	有	1	既成	中城村	登又	2	1	農道
123	11	20	無	1	無	11	奥間	28	1	県道・農道
124	"	30	<i>II</i>	4	11	"	和宇慶	25	1	国道
141	"	50	L "	7	"	"	7日 J 皮	40	1	卢쓰

	危険地区	不番号	保安林	面積	治山事業	位	置		直接保全対	象施設
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字		公共施設	道路
125	210	40	無	2	無	中城村	伊集	30	ムバル版	県道・農道
126		50	]]	1	"	11	久場	30		国道
127	]]	60	]]	1	"	]]	泊	11		
128	]]	70	]]	1	"	]]	北上原	7		市町村道
129		80	]]	1	"	"	<i>II</i>	8		// // // // // // // // // // // // //
130		90	]]	1	"	"	津覇	11		国道
131	211	10	]]	1	"	西原町	内間	50		市町村道・農道
132		20	"	1	"	II	小橋川	35		市町村道
133	]]	30	有	1	一部既成	]]	我謝	36	1	市町村道・農道
134	]]	40	無	1	無	]]	上原	9	1	県道
135	]]	50	"	1	"	]]	桃原	10	1	市町村道
136	217	10	有	1	"	南城市	玉城垣花	10	1	国道
137		20	II	1	"	113.990.113	<i>II</i>			<u> </u>
138	214	10	]]	5	既成	"	知念久手堅	55	4	国道・市町村道
139		20	無	1	無	"	知念久原	12	1	国道
140		30	有	1	一部既成	"	知念安座間	10		国道・農道
141		40	無	1	無	"	知念久手堅	6		農道
142		50	11	1	11	"	知念知念	30	1	国道
143		60	"	1	"	"	知念具志堅	30	1	II
144		70	有	5	未成	"	知念海野	100	1	国道・農道
145		80	無	2	無	"	知念久原	100	1	川 一
146		90	<i>II</i>	1	<i>II</i>	"	知念安座間	10	1	農道
147		100	"	4	未成	"	川 川	90		国道・農道
148	213	100	"	1	無	"	佐敷津波古	30		農道
149	213 JJ	20	"	1	<i>II</i>	"	佐敷屋比久	50	1	県道・農道
150		30	"	2	"	"	佐敷小谷	50	1	市町村道
151		40	"	1	"	"	佐敷佐敷	50	2	国道・市町村道
152	220	10	"	1	"	"	大里川平	20	۷	市町村道
153		20	"	1	"	"	大里平良	7	1	川加州 111 111 111 111 111 111 111 111 111 1
154	218	10	有	1	"	久米島町	仲里宇江城	43	2	
155	215	10	川	5	"	渡嘉敷村	渡嘉敷	35	2	<sup>界退</sup> 県道・市町村道
156	213 II	20	"	4	既成	段新放竹	以新放	50	3	<u> </u>
157		30	"	1	無	"	"	40	3	
158		40	無	2	// <del>////</del>	"	渡嘉志久	6	2	市町村道
159		50	<i>II</i>	2	一部既成	"	渡嘉敷	0	2	山加川山
160	216	10	有	1	既成	座間味村	座間味	30	1	"
161	103	10	無	7	無	宮古島市	城辺福里	30	1	
162	103	10	無無	7	// <del>////</del>	与那国町	与那国	40		県道 県道
163	102	20	<i>II</i>	5	"	一子が四門	サが国	10		川
164		30	"	4	"	"	"		1	#道
165		40	"	4	"	"	"		1	農道
166		50	"	7	"	"	"	40	1	県道
167	233	10	有	1	既成	南風原町	新川	2	1	県道・市町村道
168	212	10	/H	0. 2	II.	与那原町	与那原	80	2	国道・市町村道
169		20	"	0. 5	一部既成	一子が水門	ガが水	45	۷	県道・市町村道
170	213	50	"	1	II Throught	南城市	佐敷手登根	7		<u> </u>
171		60	"	1	無	川の火巾	圧放子豆依	5		
172	309	230	"	1	既成	名護市	辺古野	38		市町村道
173		240	"	1	II	川田町川	瀬嵩	1		141.1.11111111111111111111111111111111
174	359	30	"	1	"	伊平屋村	島尻	1		
175	215	50	"	1	無	渡嘉敷村	渡嘉敷	1		
176	216	60	"	1	<i>II</i>	(皮 新 放 作)	りをおり	5		
110	210	00	,,	1	.,	,,	···	J	I .	

#### (2) 地滑り危険地区

` '											
	危険地▷	医番号	保安林	面積	治山事業	位置			直接保全效	象施設	
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道	路
1	210	10	無	24.4	無	中城村	伊集	80		国道	
2	213	10	有	39	一部既成	南城市	佐敷佐敷	80	2	]]	
3	212	10	"	29.2	既成	与那原町	与那原	180		]]	
4	220	10	無	1	無	南城市	大里大城	42		県道	
5	103	10	有	43	11	宮古島市	城辺長間	0		町道	

#### (3) 崩壊土砂流出危険地区

(3)	朋場工的									
	危険地▷	☑番号	保安林	面積	治山事業	位	置		直接保全対	象施設
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
1	101	10	無	0. 48	無	石垣市	桃里	1	-17 (76215)	国道
				0. 72						
2	11	20	11		IJ	"	11	6		11
3	"	30	"	0.63	"	"	IJ	2		IJ
4	"	40	"	0.72	"	"	IJ	18		<i>)</i>
5	"	50	]]	0. 72	"	"	]]	20		JJ
6	11	60	"	0.96	11	"	桴海	1		国道
7	"	70	"	0.81	"	"	"	2		県道
8	IJ	80	有	0.96	IJ	"	IJ	5	1	]]
9	]]	90	11	0. 72	"	"	真栄里		-	JJ
_										**
10	IJ	100	IJ	0.72	"	IJ	川平	2		JJ
11	"	110	"	0.36	一部既成	"	真栄里			]]
12	]]	120	]]	0.72	]]	"	崎枝			JJ
13	"	130	"	0. 72	無	"	名蔵			"
										**
14	IJ	140	"	0.72	既成	"	"	2		IJ
15	"	150	"	0.72	一部既成	"	IJ	2		<i>)</i>
16	]]	160	無	0. 54	無	"	平得		1	農道
								0		
17	11	170	11	0.48	 	11	JJ	3	2	県道
18	"	180	"	0. 27	一部既成	"	名蔵	<u> </u>	1	IJ
19	"	190	有	0.72	一部	"	石垣			IJ
20	]]	200	無	0. 48	無	"	新川	1		]]
21	11	210	11	0.36	一部既成	"	崎枝	3		市町村道
22	"	220	IJ	0.96	"	"	IJ	3		"
23	]]	230	]]	0. 48	無	"	]]			]]
24	"		"		JJ	"	名蔵	4		"
		240		0. 48				4		
25	"	250	"	0. 54	"	"	川平			"
26	]]	260	有	0.72	]]	]]	IJ	10	1	
27	11	270	11	0.48	"	"	野底	20	1	
								20	1	<b>带</b> / 头
28	IJ	280	無	0.96	11	"	平久保			農道
29	"	290	"	0.84	"	"	新川			林道
30	IJ	300	有	1. 08	]]	"	大川		1	管理道
31	]]	310	]]	0. 42	"	"	名蔵	10	1	県道
32	IJ	320	"	0.6	IJ	"	IJ	8		IJ
33	"	330	"	0.9	"	"	"	5		<i>))</i>
34	]]	340	無	0.9	"	"	川平	4		市町村道
								Т		
35	11	350	"	0. 96	11	"	11			県道
36	"	360	"	0.68	"	"	"	15		県道・農道
37	]]	370	]]	0.63	]]	]]	IJ	2		県道
38	]]	380	]]	1. 98	"	"	]]	_		JI
39	IJ	390	IJ	0.81	11	IJ	11			JJ
40	"	400	"	0.81	"	"	登野城	5		市町村道
41	]]	410	]]	0.81	]]	"	11	5		"
42	"	420	有	1. 68	"	"	平得	20		
								20		
43	"	430	"	0.72	11	"	真栄里			農道
44	"	440	"	0.9	"	"	大浜		]	<i>II</i>
45	]]	450	]]	0.45	]]	"	宮良			県道
46	"		無	0.45	"	"	白保	+		農道
		460						-		
47	"	470	"	2. 76	11	"	11			"
48	"	480	IJ	1.5	"	"	IJ	25		国道
48	]]	490	]]	0. 32	"	"	桃里	18	1	農道
									1	県道
50	"	500	有	1. 14	IJ	"	桴海	2		
51	"	510	"	0.41	IJ	IJ	IJ			IJ
52	"	520	11	0.77	"	"	]]	10		]]
53	]]	530	無	0. 68	"	"	]]	1	1	]]
									1	
54	11	540	"	0.41	11	"	11	3		JJ
55	"	550	"	0.5	"	"	IJ		]	<i>II</i>
56	]]	560	]]	0. 54	]]	"	]]	3		]]
								15		"
57	11	570	11	0.66	IJ	"	野底	15		
58	"	580	"	0.86	IJ	IJ	伊原間			JJ
59	"	590	]]	1. 38	"	"	平久保			IJ
60	]]	600	]]	1. 20	"	11	II	21	1	農道
								41	1	
61	11	610	有	1. 32	11	"	11	1		<i>JJ</i>
62	"	620	"	0.68	"	"	IJ	<u> </u>		県道
63	"	630	]]	0.81	11	"	]]			]]
					L	ı	L	i .	ı	

<u> </u>	77.17.A 116.1-	- T. D	/n 📥 I.I.		V/- 1 - <del>-  -    </del>	/-	ppd .		<b>本松加入</b> 4	ı. <del>Δ. 1.b. =</del> n.
	危険地区		保安林	面積	治山事業	位	置		直接保全対	
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
64	101	640	無	0.72	無	石垣市	平久保	15		県道
65	IJ	650	11	0. 96	11	IJ	登野城	22		県道・農道
66	IJ	660	"	2	11	11	川平	5	1	市町村道
67	IJ	670	IJ	3	"	IJ	名蔵	3		県道・農道
68	IJ	680	"	3	"	"	平得	1		農道
69	,,,	690	"	3	"	"	名蔵	12	1	市町村道
70	IJ	700	]]	3	"	"	白保			農道
71	IJ	710	]]	6	"	11	宮良		1	県道
72	IJ	720	11	5	"	"	大川	3	2	市町村道
73	309	10	]]	2. 10	未成	名護市	源河	20		IJ
74	IJ	20	]]	1. 20	11	"	"	3		国道
75	IJ	30	]]	3. 60	無	]]	IJ	50	1	市町村道
76	IJ	40	]]	1. 70	未成	]]	IJ	34	1	]]
77	]]	50	]]	3. 60	]]	]]	IJ	50	1	]]
78	IJ	60	有	1. 20	一部既成	"	]]			<i>II</i>
79	]]	70	11	2. 10	既成	"	]]			]]
80	"	80	"	2. 90	II	"	11			"
81	]]	90	]]	2. 10	一部既成	"	"			林道
82	"	100	"	2. 30	II Thrychyc	"	]]			<u> </u>
83	"	110	"	8. 60	"	"	"			"
84	"	120	"	7. 20	"	"	]]			"
85	"	130	"	7. 80	"	"	"			"
86	"	140	"	5. 90	"	"	古我知	34	1	市町村道
87	"	150	"	4. 70	"	"	川上	23	1	川川川川旭
88	"	160	"	2. 40	"	"	山田	32	1	"
89	"		"	2. 40	"	"	伊佐川		1	
		170					-	4		
90	"	180	JJ Ann:	9. 00	JJ Armi:	"	 	4		国道
91	"	190	無	4. 30	無	"	名護	28		県道
92	"	200	有	0.70	一部既成	"	東江	54	1	市町村道
93	"	210	無	1.80	無	"	世富慶	68	1	県道
94	"	220	有	4. 30	一部既成	"	]]	12		JJ
95	IJ	230	無	3. 90	無	"	数久田			国道
96	IJ	240	11	3. 60	"	"	"			JJ
97	"	250	IJ	13. 50	11	IJ	許田	50	1	市町村道
98	IJ	260	"	0.70	11	11	]]			国道
99	IJ	270	IJ	8.40	11	"	湖辺底	35	1	市町村道
100	IJ	280	IJ	8.60	"	IJ	幸喜	30	1	国道
101	IJ	290	IJ	7.80	"	IJ	喜瀬	23		市町村道
102	IJ	300	IJ	6. 1	"	IJ	IJ	43	1	IJ
103	IJ	310	"	13.5	"	"	辺野古	26		県道
104	,,,	320	有	4. 7	一部既成	"	二見	18		JJ
105	,,,	330	無	3.6	無	"	"	18		JJ
106	IJ	340	有	7.8	一部既成	IJ	瀬嵩	17	1	JJ
107	]]	350	IJ	7.8	IJ	"	<i>]</i> ]	20		]]
108	]]	360	IJ	2.4	既成	"	汀間	13		]]
109	]]	370	無	8.1	一部既成	"	三原	16		市町村道
110	]]	380	有	5.9	IJ	"	安部	3		県道
111	]]	390	無	7.6	無	"	嘉陽	30		市町村道
112	"	400	11	4.7	"	"	底仁屋	21	2	県道
113	]]	410	11	1. 08	"	"	大東	5		市町村道
114	IJ	420	IJ	1. 26	]]	11	大北	5		県道
115	]]	430	11	7. 5	一部既成	11	有津	12		11
116	IJ	440	11	7.5	無	IJ	"	12		<i>II</i>
117	]]	450	]]	4. 5	]]	11	嘉陽	21	2	11
118	]]	460	11	5. 1	]]	"	11	67	2	"
119	"	470	"	4. 5	"	"	大浦	<u> </u>		市町村道
120	]]	480	有	7. 5	一部既成	"	真喜屋	15		国道
121	"	490	11	2. 73	II	"	安和	24		- 県道
122	"	500	無	2. 34	無	"	源河			市町村道
123	"	510	有	2. 73	一部既成	"	安和	24		県道
124	"	520	/H //	0. 18	無	"	源河	44		林道
125	"	530	"	0. 18	一部既成	"	川			/ <u>作</u> /担
126	301	10	無	6. 1	無	国頭村	 浜	16		市町村道
127	301 #	20	有	2. 4	一部既成	国項刊	半地	16		国道
141	"	∠∪	/月	4.4	口的珍化刀火	"	一地	10	l	出足

	/7.7/\ Lik □	7 TV. 17	/n 📥 II.		V/- 1 - <del>-  -    </del>	/-	pp:		<b>本校</b> 加入4	1. 42. 44-5n.
	危険地区		保安林	面積	治山事業	位	置	1 4=*	直接保全対	
100	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
128	301	30	無	2.4	無	国頭村	奥間	40	- 1	市町村道
129	"	40	有	2.4	一部既成	<i>II</i>	JJ L A	40	1	"
130	"	50	JJ Ame	7	JJ Armt	"	辺土名	23		"
131	"	60	無	1.2	無	"	ガロ	21		"
132	"	70	有	1.2	一部既成	"	宇良	20		"
133	"	80	JJ Ame	0.7	JJ Armi:	"	JJ ZTL Life	20		川 同学
134	"	90	無	4.7	無	"	伊地	34	4	国道
135	"	100	"	3.9	一部既成	"	与那	62	1	市町村道
136	"	110	"	5.9	"	"	   <del>  </del>	10	4	県道
137	"	120	"	4.7	JJ furt	"	佐手	12	1	国道
138	"	130	<i>"</i>	2.4	無	"	辺野喜	23		市町村道
139	"	140	有	3.3	既成	"	"	18		"
140	"	150	無	2.4	無	"	JJ	16	1	<i>II</i>
141	"	160	有	2.4	既成	"	<i>∥</i>	23	1	 
142	"	170	無	7	JJ forr	"	宇嘉	30	1	国道
143	"	180	<i>"</i>	11.3	無	"	"	28	1	<i>II</i>
144	IJ	190	有	6.3	一部既成	11	<i>II</i>			JJ
145	IJ	200	<i>II</i>	1.2	<i>II</i>	11	宜名真	30	1	JJ
146	IJ	210	無	1.2	無	11	JJ	26	1	JJ
147	IJ	220	有	3. 3	一部既成	11	奥	43	1	JJ
148	"	230	"	2.6	11	11	伊江			県道
149	"	240	無	1.4	"	"	安田	7	1	市町村道
150	"	250	有	2. 1	IJ	11	辺戸			<i>II</i>
151	"	260	"	1.2	<i>))</i>	11	宜名真	30		国道
152	IJ	270	無	1.1	無	11	楚洲	10		県道
153	"	280	IJ	1.2	IJ	11	辺野喜	3		市町村道
154	"	290	IJ	8.1	IJ	11	謝敷	10		国道
155	"	300	IJ	2.4	IJ	11	伊地	10		市町村道
156	"	310	IJ	0.5	11	11	比地	10		JJ
157	"	320	IJ	1.2	11	11	"	10		
158	"	330	IJ	1.1	IJ	11	,,,	10		
159	"	340	IJ	1.8	"	11	安田	60	1	県道
160	"	350	IJ	0.6	11	11	辺土名	5	1	国道
161	"	360	IJ	9	IJ	11	辺野喜	60	1	<i>II</i>
162	"	370	IJ	0.8	11	11	浜		1	11
163	"	380	IJ	1.4	IJ	11	奥地	12	1	<i>II</i>
164	"	390	IJ	2.4	11	11	伊地	16	1	市町村道
165	"	400	IJ	2.2	IJ	11	"	16	1	<i>"</i>
166	"	410	IJ	2.1	11	11	与那			国道
167	"	420	IJ	2.1	11	11	辺野喜	34		市町村道
168	"	430	IJ	3.3	11	11	,,,			IJ
169	"	440	IJ	0.63	11	11	奥			"
170	"	450	IJ	1.5	"	11	11			林道
171	IJ	460	"	4.8	<i>JJ</i>	11	"	35	1	国道
172	IJ	470	有	3	一部既成	11	宇嘉			]]
173	IJ	480	"	3.9	既成	11	我地			県道
174	IJ	490	<i>II</i>	3.8	一部既成	11	奥	34	1	国道
175	IJ	500	無	1.2	無	11	"			県道
176	IJ	510	"	3.3	11	11	与那			"
177	IJ	520	11	6	11	11	"			11
178	IJ	530	"	1.8	JJ	11	奥			"
179	IJ	540	"	46.8	一部既成	"	安田			"
180	302	10	有	11. 25	<i>II</i>	大宜味村	田嘉里	10		市町村道
181	IJ	20	"	16.2	一部既成	11	"	25		"
182	IJ	30	"	7. 5	無	11	謝名城	30		II .
183	IJ	40	無	2. 64	IJ	11	喜如嘉	50	1	II .
184	IJ	50	有	1.7	既成	11	11	50		II .
185	IJ	60	IJ	5.4	無	11	饒波	2		JJ
186	IJ	70	無	7.8	IJ	11	11	25		JJ
187	IJ	80	有	4. 32	既成	11	根路銘			国道
188	IJ	90	無	4. 32	無	11	押川			市町村道
189	IJ	100	IJ	5. 04	IJ	11	"	3		県道
190	IJ	110	IJ	3	IJ	11	田港			市町村道
191	IJ	120	IJ	2.4	IJ	11	大保	5		県道

	Z-17△ Lib E		10 + 14		<b>パ. 1. 本光</b>	/	PPI.	1	古拉加 人士	J. &. +/=n.
	危険地区		保安林	面積	治山事業	位	置	1 空言粉	直接保全対	
100	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
192	302	130	有	5. 9	一部既成	大宜味村	大保	0		市町村道
193		140		4.3	"	"		3 10		
194	"	150	)) ])	2.7		)) ))	白浜	10	1	県道
195	"	160		4.5	既成		津波		1	国道
196	"	170	無	5. 4	無	)) ))	JJ	0.0		II II
197	"	180	"	0.7				20		
198	"	190	"	3	"	<i>II</i>	<i>II</i>	8		11
199	"	200	"	1.1	"	<i>II</i>	田港	20		県道
200	"	210	"	2.4	"	"	根路銘	12		国道
201	"	220	"	3	<i>II</i>	"	大兼久	50		市町村道
202	"	230	"	0.6	// 	"	饒波	10		11
203	"	240	"	0.6	一部既成	"	塩屋	36		県道
204	"	250	"	0. 72	"	<i>II</i>	"	36	4	ル PX
205	"	260	"	0. 75	"	<i>II</i>	川中ロケムケ	14	1	国道
206	"	270	"	0.84	"	<i>II</i>	根路銘	20		"
207	"	280	"	1. 26	JJ Arret	<i>II</i>	大兼久	4	4	// 
208	"	290	"	3.3	無	"	饒波	30	1	市町村道
209	"	300	<i>"</i>	2.4	リカロエト	<i>"</i>	田嘉里	35	1	川 一
210	303	10	有	2.4	一部既成	東村	高江	3	4	農道
211	"	20	"	7.6	"	<i>II</i>	宮城	5	1	県道
212	"	30	"	3.6	"	<i>II</i>	<i>))</i>	20	1	"
213	"	40	"	10.1	// ppr _45	<i>II</i>	川田	1-		// 
214	"	50	"	2. 1	既成	<i>II</i>	が中	15	1	市町村道
215	"	60	"	10.8	"	<i>II</i>	平良	30	2	県道
216	"	70	"	5.8	"	"	"	1		市町村道
217	"	80	"	5	IJ	11	IJ			県道
218	IJ	90	"	7.2	IJ	"	JJ	34		11
219	IJ	100	<i>II</i>	2.4	<i>JJ</i>	"	慶佐次	25	1	II .
220	IJ	110	無	2.4	未成	"	"			II .
221	"	120	"	1.2	JJ	11	JJ			// 
222	IJ	130	有	7.9	一部既成	"	有銘	32		市町村道
223	IJ	140	"	4. 2	IJ	11	"	34	1	県道
224	IJ	150	"	5. 5	"	11	"	23		市町村道
225	IJ	160	無	1.4	未成	11	"	23		]]
226	IJ	170	有	1.4	一部既成	11	"	6		県道
227	IJ	180	"	1.62	既成	11	"			IJ
228	IJ	190	"	1.62	一部既成	11	<i>"</i>			IJ
229	IJ	200	無	1.8	無	"	平良			IJ
230	IJ	210	"	2.4	IJ	11	<i>II</i>			<i>II</i>
231	IJ	220	"	3. 3	"	11	慶佐次			市町村道
232	IJ	230	有	3. 12	一部既成	"	宮城			県道
233	306	10	無	1. 35	無	今帰仁村	湧川	8		JJ
234	IJ	20	"	1. 98	IJ	11	<i>"</i>	11		JJ
235	IJ	30	"	0.72	11	11	玉城	2		市町村道
236	IJ	40	"	0.81	JJ	11	前原	5		JJ
237	IJ	50	有	7. 92	一部既成	11	仲尾次	3		JJ
238	IJ	60	無	5. 94	JJ	11	JJ	3		11
239	IJ	70	有	5. 4	既成	11	与那嶺	15		県道
240	IJ	80	"	4. 95	一部既成	11	兼次	3		市町村道
241	IJ	90	無	1.2	無	11	"	3		県道
242	IJ	100	"	2.64	11	11	今泊	50		11
243	IJ	110	"	2. 1	11	"	湧川			IJ
244	IJ	120	"	1.3	IJ	11	11			IJ
245	IJ	130	IJ	2.7	IJ	11	11			11
246	308	10	IJ	2. 16	IJ	本部町	伊野波	5		11
247	IJ	20	"	3.3	"	11	11	5		11
248	IJ	30	"	2	既成	11	11	10		11
249	IJ	40	11	1. 62	無	11	11	5		II
250	11	50	有	2. 1	一部既成	11	II .	5		11
251	IJ	60	"	1. 62	既成	11	11	45	1	11
252	IJ	70	無	2.9	無	11	11	45	1	
253	IJ	80	"	2.9	IJ	11	伊豆味	6		市町村道
254	IJ	90	"	3.9	IJ	11	11	5		11
255	IJ	100	"	1.2	IJ	"	JJ	4		IJ

	4700111111	7 2 1	/II / +++	-7°4*	ジルする	/ <u>-</u> -	平	1	古拉坦人名	L在北京
	危険地▷ 市町村	地区	保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	世 市町村	置字	人家戸数	直接保全效公共施設	
256	308	110	無	5. 46	無無	本部町	伊豆味	<u>八豕尸级</u> 5	公共肥設	道 路 
257	306 11	120	<del>ж</del>	5. 40	<i>II</i>	本司門	並里	30	1	<u> </u>
258		130	"	5. 46	"	"	业生	20	1	<i>''</i>
259		140	"	7. 2	"	"	辺土名	15		市町村道
260		150	"	3.3	"	"	崎本部	10		県道
261		160	"	3. 9	"	"	川十二	25		<u> </u>
262		170	"	4. 68	"	"	"	40		"
263	311	10	"	3. 24	既成	恩納村	伊武部	7		国道
264	J11 //	20	"	4. 2	一部既成	/広州71円	名嘉真	46	1	川
265		30	"	5. 04	無	"	1 加売	53	1	"
266		40	"	2. 1	一部既成	"	"	42	1	"
267		50	"	2. 64	無	"	"	42	1	"
267		60	"	3	一部既成	"	安富祖	18		"
269		70	"	1. 89	無無	"	り 日性 リ	25	1	"
270		80	"	2. 7	既成	"	喜瀬武原	4	1	"
271		90	"	3	II II	"	当領以原	7		県道
272		100	"	1. 89	無	"	"	10		川
273		110	"	1.89	一部既成	"	安富祖	10		<i>''</i>
274		120	"	5. 28	無	"	<u> </u>	3		国道
275		130	"	2. 97	<i>II</i>	"	瀬良垣	2		国 担 り り り り り り り り り り り り り り り り り り
276		140	"	4. 68	"	"	朋及坦	3		<i>''</i>
277	"	150	"	6. 48	"	"	"	18	1	<i>''</i>
278		160	"	2. 97	"	"	"	2	1	<i>''</i>
279	"	170	"	1. 68	"	"	"	2		// //
280		180	"	6. 48	一部既成	"	大田	2		"
281		190	"	3. 51	無無	"	<u>八山</u> #	43		"
282		200	"	3. 6	<i>II</i>	"	南恩納	2		
283		210	"	5. 1	一部既成	"	II WANT	5		農道
284		220	"	2. 97	無	"	屋嘉田	13		辰坦 川
285		230	"	1. 35	<i>II</i>	"	月 月 月	20		国道
286		240	"	4. 32	"	"	"	20		川
287		250	有	5. 4	一部既成	"	谷茶	10		"
288		260	ı, II	5. 4	II DIMATINE	"	富着	5		農道
289		270	無	2. 97	既成	"	仲泊			国道
290		280	JJ	3. 3	無	"	II II II II II II II II II II II II II			II
291		290	"	3.3	JJ	"	山田	2		"
292		300	有	2. 7	既成	"	<i>II</i>	2		"
293		310	無	2. 7	無	"	真栄田			県道
294		320	JJ	3. 3	11	"	塩屋	5		ル追 ル
295		330	"	2. 97	"	"	/ <u> </u>	0		"
296		340	"	3. 6	"	"	与久田	2		"
297		350	"	2. 16	既成	"	サ火田	15		"
298		360	"	2. 16	無	"	宇加地	10		"
299		370	"	2. 7	]]	"	1 2425	10		"
300		380	"	2. 4	"	"	"	10		"
301	314	10	有	2. 52	一部既成	金武町	屋嘉	12		国道
302		20	II.	2. 16	既成	11	川	12		<u>川</u>
303	359	10	無	0.7	無	伊平屋村	島尻	12		市町村道
304	"	20	JJ	3. 6	]]	<i>II</i>	II			// // // // // // // // // // // // //
305	"	30	"	2. 1	"	"	"			"
306	]]	40	]]	3. 2	]]	"	前泊			]]
307	"	50	"	2. 6	"	"	11/11111			"
308	]]	60	]]	1. 1	]]	"	田名			]]
309		70	"	2. 1	"	"	<i>II</i>			"
310		80	]]	2. 5	]]	"	II.			"
311	"	90	"	2. 5	"	"	"			"
312		100	]]	3. 2	"	"	II.			"
313		110	"	2	"	"	"	100	1	
314		120	"	2. 1	一部既成	"	我喜屋	100	1	市町村道
315	360	10	"	0.7	無	伊是名村	勢理客	50		##1417년 #
316		20	無	1	]]	<i>II</i>	ガ生行	00		
317		30	<i>JI</i>	0.7	"	"	仲田	67		市町村道
318		40	"	0.7	"	"	IT HI	67		川川川川坦
319	210	10	"	0. 15	"	中城村	屋宜	15		国道
010	210	10	L	0.10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.29/1.1		10	I	

	危険地区	<b>区番号</b>	保安林	面積	治山事業	位	置		直接保全效	<b>才象施設</b>
	市町村	地区	指定	(ha)	進捗状況	市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
320	210	20	無	0. 18	無	中城村	屋冝	12	1	国道
321	]]	40	有	0. 18	一部既成	11	奥間	40		市町村道
322	]]	50	無	0.36	無	11	津波	8	1	国道
323	IJ	90	"	1.2	"	11	添石	50		<i>II</i>
324	IJ	100	有	1.5	一部既成	11	安里	50		<i>II</i>
325	11	110	"	1. 38	"	"	伊集	50	1	"
326	11	120	無	7.2	無	"	]]	60	1	"
327	11	130	"	1. 35	"	"	]]	50	1	"
328	11	140	"	0.68	"	"	和宇慶	2		"
329	11	150	"	1.2	"	"	]]	25		"
330	11	160	有	0.9	一部既成	"	安里	20		"
331	11	170	"	0.68	"	"	伊舎堂	50	1	"
332	11	180	無	0.72	無	"	当間	30	1	"
333	11	190	"	1. 26	"	"	津覇	4	2	"
334	11	30	"	0.36	"	"	屋宜	8		"
335	211	10	有	0. 18	一部既成	西原村	内間	1		
336	11	20	無	0.06	無	"	小橋川			農道
337	214	10	有		一部既成	南城市	知念安座間	10		国道
338	213	10	IJ	0.06	既成	"	佐敷手登根			農道
339	IJ	20	無	0.18	無	"	"	10		IJ
340	IJ	30	有	0. 12	既成	"	"	20		市町村道
341	IJ	40	無	0. 12	無	"	"	15		農道
342	IJ	50	IJ	0. 24	11	11	伊原	20		IJ
343	IJ	60	IJ	0. 24	11	"	"	30		IJ
344	IJ	70	IJ	0.45	11	"	小谷	15		国道・町道
345	212	10	IJ	0.75	11	与那原町	与原	30	1	市町村道
346	IJ	20	IJ	0.75	11	11	"	10		IJ
347	220	10	IJ	0.6	11	南城市	大里大城	25		県道・町道
348	216	10	IJ	0.6	11	座間味村	座間味	30	1	IJ
349	102	10	IJ	0.63	11	与那国町	与那国			農道
350	211	30	有	1	一部既成	西原町	伊集	71		国道

#### (4) 農地地すべり危険箇所

(1)	<u> </u>	イング 心灰 画力		被害の対象					
番	地区名	所在地	地積	農用地	農業用	人家	N I		
号	地区石	別往地	(ha)	展用地 (ha)	展 未 用 施 設	八家 (戸)	その他		
1	勝山	名護市勝山大又原	105. 0	19. 7	ル 以	32	   保安林、高圧送電線		
2	宮城東	うるま市与那城上原平原	25. 9	6. 2		36	保安林		
3	宮城西	うるま市与那城上原西上	68. 9	23.8		5	保安林		
4	古謝	沖縄市古謝坂多原	23. 4	14.8		40	高圧送電線		
5	熱田	北中城村熱田加井真川原	56. 6	32. 1		123	间上之电冰		
6	久場	中城村久場賀武道原	138. 2	107. 3		195	国道、県道、村道、高圧 送電線		
7	小橋川	西原町小橋川宇津尾	55. 7	23.1		19	高圧送電線		
8	我謝	西原町我謝前川	23.4	20.4		71	高圧送電線		
9	津波古	南城市佐敷津波古庫利原	73. 3	29.2		63	県道、小学校、公園		
10	小谷北	南城市佐敷津波古見謝原	73.8	16.9		56	県道、保安林		
11	新里	南城市佐敷新里場天原	29.3	11.6		26	県道		
12	兼久	南城市佐敷兼久真嘉原	29.5	17.0		7	国道、小学校		
13	佐敷	南城市佐敷佐敷島之上原	84. 1	33.2		179	国道、官公署、保安林		
14	屋比久	南城市佐敷屋比久後原	48. 9	13.8		7	保安林		
15	久原	南城市知念久原親川原	71.6	24. 3		98	国道		
16	安座間	南城市知念知名平原	93.3	49.0		86	国道		
17	知念	南城市知念山里真謝原	102. 9	47.0		0			
18	志喜屋	南城市知念志喜屋下與那桝原	45.3	14.6		0			
19	下田	南城市玉城仲村渠下田	21.9	12.0		13	国道		
20	百名	南城市玉城百名外田原	16.5	12.8		0			
21	中山	南城市玉城中山伊佐良上原	83.9	36.4		18	国道		
22	富里	南城市玉城富里上原	18.0	14.8		4	国道		
23	當山	南城市玉城當山前原	75. 5	56.8		31	県道、市道		
24	船越	南城市玉城船越上間原	69.4	34.0		20	市道		
25	糸数	南城市玉城糸数	14.8	3.4	大城ダム	0			
26	親慶原	南城市玉城親慶原下親慶原	14.6	7.2		7			
27	大城	南城市大里大城大石原	16. 1	7.9		62			
28	稲福	南城市大里大城真境名原	21.5	13.3		33			
29	照屋	糸満市照屋山内原	26. 4	11.5		5			
30	比屋定	久米島町比屋定後原	105. 5	24.0		14	県道、保安林		
31	真謝第1	久米島町真謝フサキナ原	171. 3	45.9	ため池	0			
32	真謝第2	久米島町真謝フサキナ原	51.9	20.4	ため池	0			
33	山川	宮古島市平良東仲宗根添山川	40.5	26.3		0			
34	与那浜崎	宮古島市城辺長間長間底	34. 4	13.5		0			
35	浦底	宮古島市城辺福里浦底	45.5	16.7	浦底ダム	0	県道、保安林		

# 沖縄県地域防災計画

令和3年6月修正

発 行 沖縄県防災会議

事務局 沖縄県知事公室防災危機管理課 電話 098-866-2143